

民間企業等との連携協定の締結一覧(令和6年6月1日現在)

No.	部局	担当課	連携協定の名称	連携協定の相手方	協定の目的	協定の内容	締結年月日
1	総合政策部	政策調整課	旭川市と北海道教育大学との相互協力協定	北海道教育大学	相互の発展に向け、教育、文化及び学術の分野で協力するため。	両者は次の事項について協力するものとする。 ① 学校教育における教育支援に関すること。 ② 生涯学習社会における諸課題への対応に関すること。 ③ 地域振興に関すること。 ④ 福祉・環境問題に関すること ⑤ その他両者の協議により定める事項。	H16.5.14
2	総合政策部	政策調整課	旭川市と国立大学法人旭川医科大学との包括連携に関する協定書	国立大学法人旭川医科大学	包括的な連携に関する基本事項を定めることにより、幅広い分野における活動の促進を図り、地域社会の発展と人材の育成の寄与することを目的とする。	次に掲げる事項について連携・協力するものとする。 ① 教育、文化及びスポーツに関すること ② 医療、保健及び福祉に関すること ③ まちづくりに関すること ④ 地域産業の活性化に関すること ⑤ 自然及び環境に関すること ⑥ その他必要と認めること	H26.6.17
3	総合政策部	政策調整課	旭川市と東海大学北海道キャンパスとの包括連携に関する協定書	東海大学北海道キャンパス	包括的な連携に関する基本事項を定めることにより、幅広い分野における活動の促進を図り、地域社会の発展と人材の育成の寄与することを目的とする。	次に掲げる事項について連携・協力するものとする。 ① まちづくりに関すること ② 地域産業の活性化に関すること ③ 医療、保健及び福祉に関すること ④ 教育、文化及びスポーツに関すること ⑤ 自然及び環境に関すること ⑥ その他必要と認めること	H26.6.17
4	総合政策部	政策調整課	旭川市と旭川工業高等専門学校との包括連携に関する協定書	旭川工業高等専門学校	包括的な連携に関する基本事項を定めることにより、幅広い分野における活動の促進を図り、地域社会の発展と人材の育成の寄与することを目的とする。	次に掲げる事項について連携・協力するものとする。 ① まちづくりに関すること ② 地域産業の活性化に関すること ③ 医療、保健及び福祉に関すること ④ 教育、文化及びスポーツに関すること ⑤ 自然及び環境に関すること ⑥ その他必要と認めること	H27.7.13
5	総合政策部	政策調整課	旭川市と三井住友海上火災保険株式会社との包括連携に関する協定書	三井住友海上火災保険株式会社	相互の連携を強化し、地域一層の活性化及び市民サービスの向上を図ることを目的とする。	次の各号に掲げる事項について連携して取り組むものとする。 ① 地域の安全・安心に関すること。 ② 防災・減災及びリスクマネジメントに関すること。 ③ 地域産業の振興・支援に関すること。 ④ 教育、文化及びスポーツに関すること。 ⑤ 健康増進、高齢者・障がい者支援に関すること。 ⑥ 子育て支援・教育に関すること。 ⑦ 環境保全に関すること。 ⑧ その他、地域の活性化及び市民サービスの向上に関すること。	R1.5.29
6	総合政策部	政策調整課	旭川市とあいおいニッセイ同和損害保険株式会社の包括連携協定	あいおいニッセイ同和損害保険株式会社	相互に密接に連携することにより、それぞれの資源を有効に活用した協働による活動を推進し、地域の暮らしの安全・安心や産業振興等に資することを目的とする。	次の各号に掲げる事項について連携し協力する。 ① 地域・暮らしの安全・安心に関すること。 ② 産業振興・中小企業支援に関すること。 ③ その他、市民の健康や福祉の増進等に関すること。	H30.4.24
7	総合政策部	広報広聴課	旭川市と株式会社asatanとの行政情報等の発信に関する連携協定	株式会社asatan	旭川市と株式会社asatanは、相互に連携しながら双方の資源を有効に活用した協働による活動を推進することにより、一層の地域活性化及び市民サービスの向上に資することを目的とする。	次に掲げる事項について、連携し協力する。 ① 行政情報の発信に関すること ② 地域の魅力の発信に関すること ③ シティプロモーションに関すること ④ その他、地域活性化及び市民サービスの向上に資すること	R1.12.5
8	総合政策部	広報広聴課	イオンモール旭川駅前に設置する「わが街NAV」に関する合意書	株式会社サイネックス	イオンモール旭川駅前に設置するデジタルサイネージ「わが街NAV」を運用し、住民サービスの向上及び地域社会への貢献を図る。	・市は、わが街NAVの運用に関する必要な情報を(株)サイネックスに提供する。 (株)サイネックスは、わが街NAVに広告を掲載しようとする者を募り、わが街NAVを制作・設置・運用し、市が提供する情報を配信する。	R3.6.30
9	総合政策部	広報広聴課	「旭川市暮らしの便利帳2023年版」の共同発行事業に関する協定	株式会社サイネックス	旭川市暮らしの便利帳を共同発行し、住民サービスの向上及び地域社会への貢献を図ることを目的とする。	・市は、便利帳の作成に必要な情報を(株)サイネックスに提供する。 ・同社は、便利帳への掲載広告を募り、便利帳を制作する。 ・同社は、便利帳の制作費用を負担する。 ・校正作業は両者が協力して行う。	R5.4.1
10	総合政策部	広報広聴課	旭川市新庁舎広告付きデジタルサイネージ構築・運用等業務に関する協定書	長田広告株式会社	総合庁舎のデジタルサイネージ等を活用し、来庁者が必要としている情報を取得できる機会を増やし、わかりやすく提供することで来庁者の利便性を向上させると共に、広告事業により主財源の確保を行いながら行政情報などの発信と地域経済の活性化を図ることを目的とする。	市は、本事業を統括し、広告審査に関する業務、デジタルサイネージで放映する市政情報の情報提供を行う。 長田広告株式会社は、デジタルサイネージ等の運用、コンテンツ制作等、デジタルサイネージ等に掲載する広告業務全般、デジタルサイネージ等の保守を行う。	R5.10.13
11	総合政策部	公立大学課	旭川市と旭川市立大学・旭川市立大学短期大学部との包括連携に関する協定書	公立大学法人旭川市立大学・旭川市立大学短期大学部	包括的な連携に関する基本事項を定めることにより、幅広い分野における活動の促進を図り、地域社会の発展と人材の育成の寄与することを目的とする。	次に掲げる事項について連携・協力するものとする。 ① まちづくりに関すること ② 地域産業の活性化に関すること ③ 医療、保健及び福祉に関すること ④ 教育、文化及びスポーツに関すること ⑤ 自然及び環境に関すること ⑥ その他必要と認めること	H26.6.17
12	行財政改革推進部	行政改革課	DX推進に関する連携協定	大分県中津市	相互に連携しながら双方の資源を有効に活用した協働によりDXを推進し、市民サービスの向上、業務の効率化等に資することを目的とする。	(連携協力する事項) 第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項について連携協力するものとする。 ① DX人材育成に関すること ② DXによる行政サービス向上に関すること ③ DXによる業務の効率化に関すること ④ その他DX推進に関すること	R4.11.28
13	行財政改革推進部	行政改革課	旭川市行政事務効率化に関する協定	株式会社DNPコアライズ	旭川市行政事務の効率化に向けて、市役所内業務分析や課題整理に向けた取組を進めることを目的とする。	(1) 旭川市役所業務の分析及び課題整理に関すること。 (2) 業務効率化に向けた改善策の検討及び提案に関すること。 (3) その他前条の目的を達成するために必要な事項	R5.7.19
14	行財政改革推進部	行政改革課	旭川市行政事務効率化に関する協定	TOPPAN株式会社東日本事業本部北海道事業部	旭川市行政事務の効率化に向けて、市役所内業務分析や課題整理に向けた取組を進めることを目的とする。	(1) 旭川市役所業務の分析及び課題整理に関すること。 (2) 業務効率化に向けた改善策の検討及び提案に関すること。 (3) その他前条の目的を達成するために必要な事項	R5.7.19
15	女性活躍推進部	女性活躍推進課	パートナーシップ宣誓制度に係る上川中部圏都市間における連携協定	① 鷹栖町 ② 東神楽町 ③ 当麻町 ④ 比布町 ⑤ 愛別町 ⑥ 東川町 ⑦ 美瑛町 ⑧ 上川町	1市8町が連携し、宣誓制度の自治体間連携体制を構築することで宣誓制度を利用する者の利便性の向上を図るとともに、1市8町いずれの自治体においても安心して自分らしく生き生きと生活ができるよう支えることを目的とする。	1市8町それぞれ要綱において定めるパートナーシップ宣誓書、子に関する届出書、パートナーシップ宣誓書受領証等再交付申請書、パートナーシップ宣誓書受領証等返還届及びパートナーシップ宣誓書受領証等継続使用申請書について、1市8町いずれにおいても提出できる。転入(1市8町のうちの2者の間で、新たに一方から他方の区域内に住所を定めることをいう。以下同じ。)前に宣誓を行った当事者から、継続利用の申請があったときは、所定の要件を確認の上、転入後においても転入前に交付したパートナーシップ宣誓書受領証等を継続して利用できる。	R6.4.1
16	女性活躍推進部	女性活躍推進課	パートナーシップ宣誓制度に係る自治体間連携に関する協定	① 札幌市 ② 函館市 ③ 帯広市 ④ 北見市 ⑤ 岩見沢市 ⑥ 苫小牧市 ⑦ 江別市 ⑧ 北斗市	両者のいずれかの宣誓制度を利用している2人の者の住所の異動に係る手続の負担軽減を図り、当事者が両者のいずれかに異動後も安心して自分らしく生き生きと生活ができるよう支えることを目的とする。	転入前に宣誓を行った当事者から、継続利用の申請があったときは、所定の要件を確認の上、転入後においても転入前に交付したパートナーシップ宣誓書受領証等を継続して利用できる。	R5.12.15
17	女性活躍推進部	女性活躍推進課	パートナーシップ宣誓制度に係る自治体間連携に関する協定	① 小樽市 ② 滝川市	両者のいずれかの宣誓制度を利用している2人の者の住所の異動に係る手続の負担軽減を図り、当事者が両者のいずれかに異動後も安心して自分らしく生き生きと生活ができるよう支えることを目的とする。	転入前に宣誓を行った当事者から、継続利用の申請があったときは、所定の要件を確認の上、転入後においても転入前に交付したパートナーシップ宣誓書受領証等を継続して利用できる。	R6.3.1

No.	部局	担当課	連携協定の名称	連携協定の相手方	協定の目的	協定の内容	締結年月日
18	女性活躍推進部	女性活躍推進課	パートナーシップ宣誓制度に係る自治体間連携に関する協定	①創路市②深川市	両者のいずれかの宣誓制度を利用している2人の者の住所の異動に係る手続の負担軽減を図り、当事者が両者のいずれかに異動後も安心して自分らしく生き生きと生活ができるよう支えることを目的とする。	転入前に宣誓を行った当事者から、継続利用の申請があったときは、所定の要件を確認の上、転入後においても転入前に交付したパートナーシップ宣誓書受領証等を継続して利用できる。	R6.3.25
19	女性活躍推進部	女性活躍推進課	パートナーシップ宣誓制度に係る自治体間連携に関する協定	室蘭市	両者のいずれかの宣誓制度を利用している2人の者の住所の異動に係る手続の負担軽減を図り、当事者が両者のいずれかに異動後も安心して自分らしく生き生きと生活ができるよう支えることを目的とする。	転入前に宣誓を行った当事者から、継続利用の申請があったときは、所定の要件を確認の上、転入後においても転入前に交付したパートナーシップ宣誓書受領証等を継続して利用できる。	R6.4.15
20	地域振興部	地域振興課	旭川駅前広場の管理運営に関する協定書	北海道旅客鉄道株式会社	旭川駅前広場の公共性及び旅客公衆の利便性を保持するとともに、歩行者及び車両等の安全かつ円滑な通行を確保するため、広場の管理運営の区分、方法を定めることを目的とする。	・広場の区域や財産区分の明示 ・保守工事の分担区分等の明示 ・広場の維持、運用等の分担の明確化 ・広場の占用に係る手続きの取り決め ・広場施設の改造に関する取り決め	H26.10.1
21	地域振興部	地域振興課	旭川駅北広場デジタルサイン型バス案内サインの維持管理等に関する協定	道北バス株式会社 旭川電気軌道株式会社	旭川駅周辺バスのりばを発着点とする路線・都市間バスの案内機能強化し、市民や観光客の利便性向上と公共交通の利用促進のため、旭川駅北広場に設置したデジタルサイン型バス案内サインの維持管理の区分、方法を定めることを目的とする。	・工作物の財産区分の明示 ・工作物の維持、運用等の分担の明確化 ・工作物の占用に係る手続きの取り決め ・工作物の修繕、廃止に関する取り決め	R2.4.1
22	地域振興部	地域振興課	(仮称)ミニポートピア旭川設置に関する協定書	戸田ポートレース企業団 埼玉県都市ポートレース企業団	旭川市の行政区域内で、モーターボート競争法(昭和26年法律第42号)に基づく地方競争券の発売業務等を行うことについて、市と事業者が同意した条件を明確にすることを目的とする	(遵守事項) 第2条 甲及び乙は、前条の業務を行うにあたり、関係及び関係機関との協議事項を遵守するとともに、次に掲げる対策について万全の措置を講ずるものとする。 (1)交通安全対策 (2)治安維持対策 (3)青少年対策 (4)周辺環境の美化 2 前項の規定にかかわらず、不測の事態が生じたときは、甲、乙及び丙は、必要な措置及び改善について協議し、甲及び乙は、速やかにその対策を講ずるよう努めるものとする。 (営業日数) 第3条 (仮称)ミニポートピア旭川の営業日数は、ナイターレースに係る勝舟投票券の発売日(取寄せ日、年間60日以内)とする。 (環境整備協力費) 第6条 甲及び乙は、(仮称)ミニポートピア旭川における売上金額の100分の1に相当する金額を環境整備協力費として丙に支払うものとし、支払方法については、甲、乙及び丙が協議のうえ、決定する。 2 前項の環境整備協力費の料率については、必要に応じてその都度甲、乙及び丙が協議のうえ、改定できるものとする。 3 甲及び乙は、環境整備協力費の算出基礎となる売上金額を、資料を添えて丙に通知するものとする。	H27.3.5
23	地域振興部	地域振興課	大成ファミーラプラザに関する連携協定	交洋不動産株式会社	大成ファミーラプラザについて、地域において一層の利活用を図り、市民生活の安心及び地域活性化等に資することを目的とする。	甲及び乙は、本協定の目的を達成するため、次の事項について連携協力する。 (1)スポーツや地域交流などの振興に関すること (2)地域経済の活性化に関すること (3)市民の利便性向上等に関すること (4)その他、地域の活性化等に関すること	R3.3.1
24	地域振興部	地域振興課	旭川市及び旭川ガス株式会社との地域活性化に関する包括連携協定書	旭川ガス株式会社	甲及び乙がそれぞれに有する人的・物的資源を有効に活用し、緊密な相互連携と協働による活動を推進することで、地域活性化に資する持続可能なまちづくり及び市民サービスの向上を図ることを目的とする。	(1)環境保全やエネルギーの利活用に関すること (2)地域・暮らしの安心・安全、災害対策に関すること (3)子ども・青少年育成に関すること (4)暮らしのにぎわいやまちづくりに関すること (5)前各号のほか、本協定の目的の達成のために必要とされること	R4.3.16
25	地域振興部	地域振興課	旭川市、株式会社こはれて及び慶應義塾大学大学院メディアデザイン研究科との包括連携に関する協定書	株式会社こはれて、慶應義塾大学大学院メディアデザイン研究科	甲、乙及び丙がそれぞれに有する人的・物的資源を有効に活用し、緊密な相互連携と協働による活動を推進することで、地域資源の魅力向上や新たな価値を創造し、地域における豊かなライフスタイルを実現するとともに、進取の気性を育み、チャレンジしやすいまちづくりを進めて、地域のより一層の活性化を図ることを目的とする。	(1)中心市街地活性化に関すること (2)起業や新事業の創出及び事業継続の支援に関すること (3)地域で活躍する人材の育成・教育に関すること (4)地産地消の推進、地場産品の振興・販路拡大・販売促進に関すること (5)観光・スポーツの振興、デザインの推進に関すること (6)地域ブランドの創出に関すること (7)前各号のほか、本協定の目的の達成のために必要とされること	R4.4.4
26	地域振興部	都市計画課	災害時における協力に関する協定	ルートインジャパン株式会社	災害が発生した場合、又は災害が発生するおそれがある場合に、施設を指定緊急避難場所として使用することを目的とする。	指定緊急避難場所に避難した避難者に対し、業務に支障をきたさない範囲で、次の各号に掲げる協力を行う。 (1)災害の状況、交通の状況等の情報提供 (2)飲料水、毛布等の提供 (3)浴場の開放による入浴の提供 (4)その他、災害時に可能な範囲での協力	H28.3.31
27	総務部	総務課	旭川市と旭川市内郵便局との包括連携に関する協定	日本郵便株式会社	甲及び乙のそれぞれが有する人的・物的資源を有効に活用して、市民サービスの向上並びに地域の安心・安全の確保及び活性化を図ることを目的とする。	連携して次に掲げる事項について、業務に支障のない範囲で、取り組むものとする。 (1)安全・安心な暮らしに関すること。 (2)地域の福祉及び子育てに関すること。 (3)地域社会・地域経済の活性化に関すること。 (4)その他、甲及び乙の協議により必要と認められる事項。	H30.1.31
28	総務部	総務課	あさひかわ若者応援に関する連携協定	①イオンモール株式会社イオンモール旭川駅前 ②北海道私立専修学校各種学校連合会旭川支部	甲、乙及び丙が連携し、それぞれの資源を有効に活用した協働による活動を推進することにより、若者の地元定着及び旭川市への流入を促進し、もって地域の一層の活性化及び若者に魅力ある、チャレンジしやすいまちづくりに寄与することを目的とする。	次に掲げる事項について連携して取り組むものとする。 (1)若者を主役とした中心市街地の活性化に関すること。 (2)地域の産業振興及び職業教育の推進に関すること。 (3)地域の人的支援及び人材育成に関すること。 (4)若者に関する市政情報及び市の魅力発信に関すること。 (5)その他、若者の定着及び旭川市への流入並びに地域活性化等のために、甲、乙及び丙の協議により必要と認められる事項。	H31.3.22
29	防災安全部	防災課	災害時における応急対策業務に関する協定	一般社団法人旭川建設業協会	災害が旭川市内で発生すると予測され、又は発生した場合において、人命救助等の災害応急対策を迅速かつ円滑に行うため、旭川市が社団法人旭川建設業協会に要請する災害応急対策業務に係る手続き等を定めるもの	旭川市の要請に基づき社団法人旭川建設業協会が従事する災害応急対策業務は、次の各号に定める業務とする。 (1)水防活動業務 (2)人命救助活動業務 (3)交通障害物除去活動業務 (4)その他災害時における応急対策として、乙の協力が必要と認められた業務	H9.4.7
30	防災安全部	防災課	災害情報の収集及び伝達に関する協定	ハムラジオ大雪クラブ	災害が旭川市内域で発生すると予想され、又は発生した場合において、迅速かつ円滑な応急対策を行うため、旭川市がハムラジオ大雪クラブに要請する災害情報の収集伝達に係る手続き等を定めるもの	旭川市の要請に基づき、ハムラジオ大雪クラブが収集及び伝達する情報は次のとおりとする。 (1)火災(発生箇所、被災状況) (2)建物(破壊状況) (3)死傷者(発生状況) (4)交通状況(主要道路、橋などの普通個所) (5)ライフライン(電気、ガス、水道、電話の被害状況) (6)避難場所(避難状況・傷病者状況) (7)給水、給食、生活必需品の配給状況 (8)その他必要な情報	H10.7.24
31	防災安全部	防災課	避難場所広告付看板に関する協定	NTT北海道電話株式会社	旭川市における避難場所広告付看板の掲出について、旭川市とNTT北海道電話株式会社の協力で間に必要な事項を定めるもの	看板の掲出により、市民に対する災害発生時の地域の避難場所を周知すること、及び平時からの防災意識を啓発することを趣旨とする。	H17.6.7
32	防災安全部	防災課	避難場所広告付看板に関する協定	北電興業株式会社	旭川市における避難場所広告付看板の掲出について、旭川市と北電興業株式会社の協力で間に必要な事項を定めるもの	看板の掲出により、市民に対する災害発生時の地域の避難場所を周知すること、及び平時からの防災意識を啓発することを趣旨とする。	H17.8.1
33	防災安全部	防災課	災害時における応急対策業務に関する協定	旭川地区舗装事業関係 災害緊急対策協議会	災害時の応援	障害物及び廃棄物の除去、応急復旧に関すること。	H19.1.16

No.	部局	担当課	連携協定の名称	連携協定の相手方	協定の目的	協定の内容	締結年月日
34	防災安全部	防災課	災害時における応急対策業務に関する協定	道北造園建設業協会	災害時の応援	障害物及び廃棄物の除去、応急復旧に関すること。	H19.1.23
35	防災安全部	防災課	災害時における応急対策業務に関する協定	一般社団法人旭川建築協会	災害時の応援	被災した市有建築物の応急措置及び復旧に関すること。被災した民間建築物の相談に関すること。	H19.6.19
36	防災安全部	防災課	災害時における応急対策業務に関する協定	道北電気工事業協同組合	災害時の応援	被災した市有建築物の設備等の応急措置及び復旧に関すること。	H19.8.28
37	防災安全部	防災課	防災情報の共有に係る協定及び維持管理に関する覚書	北海道開発局	災害時の応援	防災情報の共有	H20.12.12
38	防災安全部	防災課	災害時における応急対策業務に関する協定	一般社団法人旭川空調衛生工事業協会	災害時の応援	被災した市有建築物の設備機能の確保及び回復等の応急対策業務に関すること。 ※法人名称の移行に伴い、平成21年3月4日再締結	H21.3.4
39	防災安全部	防災課	避難所施設使用に関する覚書	北海道開発局旭川開発建設部 旭川河川事務所	災害時の応援	永山新川管理センターの避難所指定	H21.4.1
40	防災安全部	防災課	北海道地方における災害時の応援に関する申し合わせ	北海道開発局	災害時の応援	市内において土木施設等に被害が発生した場合の対応に関する事項を定めるもの。	H22.6.28
41	防災安全部	防災課	災害等の発生時における旭川市と社団法人北海道エルピーガス協会上川支部の応急・復旧活動の支援に関する協定	一般社団法人北海道エルピーガス協会上川支部	災害時等の発生時におけるLPガスに係る応急・復旧活動の支援について、甲と乙が協力し、迅速かつ的確に対応することを目的とする。	この協定の対象となる応急・復旧活動の支援とは、次に掲げるものとする。 (1)LPガスに係る被害状況、応急措置及び復旧状況の情報提供 (2)LPガス設備の撤去等の安全対策 (3)その他、甲が必要とする要請事項	H22.9.30
42	防災安全部	防災課	災害等における緊急放送に関する協定	旭川ケーブルテレビ株式会社	市内において災害等が発生し、又は発生するおそれがある場合に、旭川市の要請に基づき旭川ケーブルテレビ株式会社が行う緊急放送を通じて広く市民に情報伝達を行うことで、災害等による被害の軽減を図ることを目的とする。	旭川市は、災害等が発生し、又は発生するおそれがある場合は、旭川ケーブルテレビ株式会社にに対して放送要請書により放送を要請することができる。ただし、緊急の場合は口頭で行うことができる。 旭川ケーブルテレビ株式会社は、旭川市から緊急放送の要請を受けたときは、他の放送に優先して放送するものとする。	H23.7.15
43	防災安全部	防災課	災害等における緊急放送に関する協定	株式会社旭川シティネットワークコミュニティ放送FMリバー	市内において災害等が発生し、又は発生するおそれがある場合に、旭川市の要請に基づき株式会社旭川シティネットワークコミュニティ放送FMリバーが行う緊急放送を通じて広く市民に情報伝達を行うことで、災害等による被害の軽減を図ることを目的とする。	旭川市は、災害等が発生し、又は発生するおそれがある場合は、株式会社旭川シティネットワークコミュニティ放送FMリバーに対して放送要請書により放送を要請することができる。ただし、緊急の場合は口頭で行うことができる。 株式会社旭川シティネットワークコミュニティ放送FMリバーは、旭川市から緊急放送の要請を受けたときは、他の放送に優先して放送するものとする。	H23.7.15
44	防災安全部	防災課	災害等における緊急放送に関する協定	株式会社アイケム	市内において災害等が発生し、又は発生するおそれがある場合に、旭川市の要請に基づき株式会社アイケムが行う緊急放送を通じて広く市民に情報伝達を行うことで、災害等による被害の軽減を図ることを目的とする。	旭川市は、災害等が発生し、又は発生するおそれがある場合は、株式会社アイケムに対して放送要請書により放送を要請することができる。ただし、緊急の場合は口頭で行うことができる。 株式会社アイケムは、旭川市から緊急放送の要請を受けたときは、他の放送に優先して放送するものとする。	H23.7.15
45	防災安全部	防災課	災害時における石油類燃料の優先供給に関する協定	旭川地方石油販売業協同組合	災害時において、甲が乙に対して石油類燃料の優先供給に関し協力を求めるときの必要な事項を定めるものとする。	協力の範囲は次のとおりとする。 甲が指定する施設又は緊急用車両等へのガソリン、軽油、灯油及び重油等の供給	H23.12.19
46	防災安全部	防災課	災害時における石油類燃料の優先供給に関する協定	旭川地方灯油小売商組合	災害時において、甲が乙に対して石油類燃料の優先供給に関し協力を求めるときの必要な事項を定めるものとする。	協力の範囲は次のとおりとする。 甲が指定する施設等への灯油の供給	H23.12.19
47	防災安全部	防災課	災害時におけるバスによる緊急輸送の協力に関する協定	旭川電気軌道株式会社	災害時に災害時要援護者を避難所に迅速に避難させる必要がある場合、その他旭川市が特に協力を必要とする場合において、甲が乙に対して行うバス輸送の協力を要請するときの必要な事項を定めるもの	「協力要請書」に次に掲げる事項を明示して、要請を行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、電話等により要請し、事後に文書を提出するものとする。 (1)災害の状況及び協力を要する理由 (2)協力を必要とする期間 (3)協力を必要とするバスの台数 (4)協力を必要とする活動場所 (5)協力の活動内容 (6)その他参考となる事項	H24.2.22
48	防災安全部	防災課	災害時におけるバスによる緊急輸送の協力に関する協定	道北バス株式会社	災害時に災害時要援護者を避難所に迅速に避難させる必要がある場合、その他旭川市が特に協力を必要とする場合において、甲が乙に対して行うバス輸送の協力を要請するときの必要な事項を定めるもの	「協力要請書」に次に掲げる事項を明示して、要請を行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、電話等により要請し、事後に文書を提出するものとする。 (1)災害の状況及び協力を要する理由 (2)協力を必要とする期間 (3)協力を必要とするバスの台数 (4)協力を必要とする活動場所 (5)協力の活動内容 (6)その他参考となる事項	H24.2.22
49	防災安全部	防災課	災害時の相互応援に関する協定	南さつま市	協定市は、いずれかの市域において災害が発生し、被災市が独自では十分な応急措置が実施できない場合に、被災市の要請に答え、当該災害により被害を受けていない応援市が友好的精神に基づき、相互に応援協力し、被災市の応急対策及び復旧対策を円滑に遂行するためのもの	応援の種類は、次のとおりとする。 (1)応急物資及び資機材の提供 (2)応急復旧に必要な職員の派遣 (3)前2号に掲げるもののほか、特に要請があった事項	H24.2.8
50	防災安全部	防災課	災害時の相互応援に関する協定	北名古屋市	協定市は、いずれかの市域において災害が発生し、被災市が独自では十分な応急措置が実施できない場合に、被災市の要請に答え、当該災害により被害を受けていない応援市が友好的精神に基づき、相互に応援協力し、被災市の応急対策及び復旧対策を円滑に遂行するためのもの	応援の種類は、次のとおりとする。 (1)応急物資及び資機材の提供 (2)応急復旧に必要な職員の派遣 (3)前2号に掲げるもののほか、特に要請があった事項	H24.2.8
51	防災安全部	防災課	災害時における公衆浴場等の協力に関する協定	北海道公衆浴場業生活衛生同業組合旭川支部旭川浴場組合	災害時の応援	被災者の避難生活が長期にわたる場合の生活用水や入浴などの生活支援に関すること。	H24.8.20

No.	部局	担当課	連携協定の名称	連携協定の相手方	協定の目的	協定の内容	締結年月日
52	防災安全部	防災課	災害時における機器の調達に関する協定	一般社団法人日本建設機械レンタル協会 北海道支部旭川地区部会	災害時において、旭川市が実施する応急対策等を円滑に進め、被害の拡大防止と市民生活の早期安定を図るため必要とする協力に関し必要な事項を定める。	次の各号に掲げるもののうち、保有及び調達可能な機器とする。 (1)仮設トイレ (2)移動式暖房機器 (3)発電機 (4)その他指定する機器	H24.8.20
53	防災安全部	防災課	福祉避難所の指定に関する協定	社会福祉法人あかし労働福祉センター	旭川市内に大規模な地震、風水害及びその他の災害が発生した場合における災害時要援護者への避難支援について、福祉避難所の設置運営に関する協力を要請することができること、及びその場合の手続きを定めるものとする。	甲は、災害時において、「対象者」の存在を把握した場合は、乙に対し、当該対象者の受入れを要請するものとする。 乙は、甲からの要請に可能な範囲内で応じるよう努めるものとする。 ※この協定における避難支援の対象となる者は、福祉施設や医療機関に入所又は入院するに至らない在宅の災害時要援護者で、一般の避難所生活において何らかの特別な配慮を必要とする者をいう。	H24.9.4
54	防災安全部	防災課	災害時における遺体搬送等に関する協定	一般社団法人全国霊柩自動車協会	災害により多数の死亡者が発生した場合に、霊柩自動車による遺体搬送を要請し、履行するための必要な事項を定めるものとする。	甲が乙に要請する業務は、次に掲げる事項とする。 (1)霊柩自動車等による火葬場、斎場等への遺体搬送 (2)遺体の収納・搬送に必要な資器材および消耗品(炬、ドライアイス他必要な用品)ならびに作業等の役務の提供 (3)その他搬送等に必要事項	H24.11.20
55	防災安全部	防災課	災害時における緊急一時避難施設としての使用に関する協定	株式会社ベルコ	災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に、乙の所有する施設の一部を緊急一時避難施設として使用することについて、必要な事項を定めることを目的とする。	乙は、次に掲げる施設(以下「使用施設」という。)を公共福祉の立場から緊急一時避難施設として市民に使用させるものとする。ただし、使用施設が被災した場合は、この限りでない。 (1)ベルクラシック旭川 (2)旭川ベルコ会館	H24.11.21
56	防災安全部	防災課	災害時における緊急一時避難施設としての使用に関する協定	株式会社ジュリアンヌ	災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に、乙の所有する施設の一部を緊急一時避難施設として使用することについて、必要な事項を定めることを目的とする。	乙は、次に掲げる施設(以下「使用施設」という。)を公共福祉の立場から緊急一時避難施設として市民に使用させるものとする。ただし、使用施設が被災した場合は、この限りでない。 クイーンズK	H24.11.21
57	防災安全部	防災課	災害時における物資調達に関する協定	レンゴー株式会社旭川工場	災害時における避難所運営に必要な段ボール製品等の調達について必要な事項を定めるものとする。	この協定により、甲が乙に調達を要請する物資は、次に掲げるもののうち、乙が保有する品目とする。なお、品目については、甲、乙が協議のうえ、必要に応じて適宜見直すものとする。 (1)段ボールシート、段ボールケース等の段ボール製品 (2)その他乙の取扱商品	H25.2.5
58	防災安全部	防災課	避難所施設使用に関する協定	社会福祉法人北海道療育園	災害時に乙の所有する「福祉村地域交流ホームyou」を避難所として使用することについて、必要な事項を定めることを目的とする。	交流ホームの施設の維持管理は乙が行い、避難所の管理運営は、甲の責任において行うものとする。	H25.2.5
59	防災安全部	防災課	北海道総合行政情報ネットワーク連絡所の管理運営に関する協定	北海道	災害時の応援	北海道総合行政情報ネットワーク連絡所の設置、管理、運営及び経費負担について。	H25.4.1
60	防災安全部	防災課	災害時における道北市長会構成市相互の応援に関する覚書	留萌市・稚内市・芦別市・紋別市・士別市・名寄市・深川市・富良野市	災害時の応援	道北市長会を構成する9市における災害時相互応援で食料・飲料水・物資・資機材の提供、職員の派遣、児童・生徒等の受入れ等	H25.4.8
61	防災安全部	防災課	浸水・誘導標識設置協定	北海道電力株式会社旭川支店	災害時の応援	浸水・誘導標識の設置に関すること。	H25.5.23
62	防災安全部	防災課	災害時協力協定	一般財団法人北海道電気保安協会	災害時の応援	公共施設の電力復旧のために必要な調査等の応急政策活動及び電力復旧工事の監督、指導及び検査等の応急対策の協力に関すること。	H25.5.29
63	防災安全部	防災課	災害時応急対策用貨物自動車による物資の緊急・救援輸送等に関する協定	一般社団法人旭川地区トラック協会	災害時の応援	一般貨物自動車による物資の緊急・救援輸送等に関すること。※市内間が対象	H25.6.3
64	防災安全部	防災課	災害発生時における旭川市と旭川市内郵便局の協力に関する協定	旭川市内郵便局 (締結権者 日本郵便株式会社北海道支社長)	災害時の応援	郵便局ネットワークを活用した広報活動。被災者の避難状況及び避難者リスト等の情報提供等。収集した被災者の避難状況及び避難者リスト等情報の相互提供。 郵便物配達等の業務中に発見した道路等の損傷状況及びその提供。避難所における臨時郵便差出箱の設置等。	H25.9.1
65	防災安全部	防災課	災害時における介護用品、福祉用具等の調達に関する協定	日達片桐リース株式会社	災害時の応援	福祉避難所開設に伴い必要となる介護用品、福祉用具等の提供に関すること。	H25.10.21
66	防災安全部	防災課	災害時における緊急避難場所としての使用に関する協定書	トーエー企業株式会社	災害時の応援	災害時における指定緊急避難場所に関すること。(パーラートーエー神楽店立体駐車場)	H26.2.6
67	防災安全部	防災課	災害時における緊急避難場所としての使用に関する協定書	社会福祉法人旭川松の本会	災害時の応援	災害時における指定緊急避難場所に関すること。(旭川宮前保育園)	H26.2.6
68	防災安全部	防災課	災害時における緊急避難場所としての使用に関する協定書	株式会社東海南商事	災害時の応援	災害時における指定緊急避難場所に関すること。(社のSPA神楽)	H26.2.6
69	防災安全部	防災課	災害時における被災者支援のための行政書士業務に関する協定	北海道行政書士会	災害時の応援	被災者支援を目的とした相談窓口の開設、運営、会員の派遣等。	H26.5.2

No.	部局	担当課	連携協定の名称	連携協定の相手方	協定の目的	協定の内容	締結年月日
70	防災安全部	防災課	災害時における物資供給に関する協定	NPO法人コメリ災害対策センター	災害時の応援	災害時における緊急対応可能な物資(作業関係、日用品等、水関係、冷暖房機器等、電気用品等、トイレ関係等)の供給に関すること。	H26.12.1
71	防災安全部	防災課	災害時等における北海道及び市町村相互の応援に関する協定	北海道、北海道市長会及び北海道町村会	災害時の応援	災害応急対策に従事する職員の派遣、車両、船艇、機械器具、資機材、物資(食料、飲料水、生活必需物資等)の提供及びあっせん、被災住民の受入れ、災害応急対策に従事するための施設及び場所の提供	H27.3.31
72	防災安全部	防災課	中核市災害相互応援協定	中核市各市	災害時の応援	食糧、飲料水及び生活必需物資・資機材の提供、職員の派遣	H30.4.1
73	防災安全部	防災課	災害時の医療救護活動に関する協定	一般社団法人旭川市医師会	災害時の応援	旭川市地域防災計画に基づく医療救護活動協力に関することで、救護部隊の編制及び派遣	R4.4.1
74	防災安全部	防災課	災害時における衛生材料等物資供給の協力に関する協定	株式会社メディセオ	災害時の応援	医薬品・衛生材料・医療器具の供給に関する協定	H27.9.15
75	防災安全部	防災課	災害時における応急対策業務に関する協定	上川地方建設業協会連絡協議会	災害時の応援	上川管内の建設業者で組織する連絡協議会と管内市町村の応急対策業務に関する協定で、緊急人命救助に伴う障害物の除去・道路確保業務や治水安全業務及び緊急パトロール業務	H27.10.30
76	防災安全部	防災課	広域防災に係る相互応援に関する覚書	上富良野町	災害時の応援	十勝岳噴火等の災害に関し、平時を含めた相互応援の覚書	H27.12.25
77	防災安全部	防災課	災害時における応急生活物資等の供給に関する協定	株式会社サッポロドラッグストア	災害時の応援	粉ミルクの他、応急生活物資の円滑な供給活動協力に関すること。	H28.2.3
78	防災安全部	防災課	災害時における応急生活物資等の供給等に関する協定	株式会社ツルハ	災害時の応援	粉ミルクの他、応急生活物資の円滑な供給活動協力に関すること。	H28.2.12
79	防災安全部	防災課	災害時における地図製品等の供給等に関する協定	株式会社ゼンリン北海道エリア統括部	災害時の応援	災害時における地図等の提供	H28.5.12
80	防災安全部	防災課	災害時の救援活動に関する協定	天理教災害救援ひのきしん隊北海道教区旭川支部隊	災害時の応援	災害時における救援活動の提供	H28.8.2
81	防災安全部	防災課	災害等に係る調査業務等の災害緊急対応等の協力に関する協定	上川調査設計協会	災害時の応援	測量等による被害調査に関する協定	H28.10.17
82	防災安全部	防災課	災害時の歯科医療救護活動に関する協定	一般社団法人旭川歯科医師会	災害時の応援	旭川市地域防災計画に基づく歯科医療救護活動に関すること。	R4.4.1
83	防災安全部	防災課	災害時における相談業務の応援に関する協定	旭川地域災害復興支援士業連絡会	災害時の応援	災害時の被災者相談窓口等における応援。	H29.5.9
84	防災安全部	防災課	災害時の物資供給及び店舗営業の継続又は早期再開に関する協定	株式会社セブン・イレブン・ジャパン	災害時の応援	被災住民等を救済するための物資の調達供給への協力	H29.6.28
85	防災安全部	防災課	災害時における応急生活物資等の供給等に関する協定	株式会社サンドラッグプラス	災害時の応援	災害時における応急生活物資等の供給等に関すること。	H29.11.1
86	防災安全部	防災課	災害時における柔道整復師の救護活動に関する協定	公益社団法人北海道柔道整復師会旭川ブロック	災害時の応援	災害時における柔道整復師の救護活動に関すること。	H29.11.10
87	防災安全部	防災課	災害時における物資の保管等に関する協定	道北倉庫協会	災害時の応援	・物資の保管場所や応急対策拠点として、倉庫及び敷地の一部提供及び管理。運営 ・物資の保管等に関し、必要な作業員の派遣、並びに 衛役機械及び資機材等の提供 ・必要な物流専門家の災害対策本部等への派遣	H30.4.9

No.	部局	担当課	連携協定の名称	連携協定の相手方	協定の目的	協定の内容	締結年月日
88	防災安全部	防災課	災害時における緊急輸送等に関する協定	協同組合旭川ハイヤー協会	災害時の応援	・応急対策等に必要な人員、要配慮者等の輸送業務 ・応急対策等に必要な機材、物資の輸送業務 ・災害状況及び被害情報の収集・通報	H30.4.12
89	防災安全部	防災課	災害時における相互協力に関する協定	旭川刑務所	災害時の応援	施設の緊急避難場所としての使用	H30.3.27
90	防災安全部	防災課	福祉避難所の指定に関する協定書	※相手方名については希望により非公表	災害時の応援	福祉避難所の設置運営	H30.12.12
91	防災安全部	防災課	災害等における情報発信等に関する協定	ヤフー株式会社	災害時の応援	災害情報の発信	R1.7.4
92	防災安全部	防災課	福祉避難所の指定に関する協定	※相手方名については希望により非公表	災害時の応援	福祉避難所の設置運営	R1.12.5
93	防災安全部	防災課	災害時における避難所としての施設使用に関する協定	一般財団法人道北地域旭川地場産業振興センター	災害時の応援	施設の指定避難所としての使用	R2.4.1
94	防災安全部	防災課	災害時等における給電車による電力供給に関する協定	旭川トヨタ自動車株式会社 旭川トヨペット株式会社 トヨタカローラ旭川株式会社 トヨタカローラ道北株式会社 ネットトヨタ旭川株式会社 ネットトヨタたいせつ株式会社 株式会社トヨタレンタリース旭川	災害時の応援	非常用電源として活用できる給電車の貸与	R2.5.22
95	防災安全部	防災課	災害時における輸送車両提供の協力に関する協定	旭川レンタカー協会	災害時の応援	輸送車両の提供	R2.5.27
96	防災安全部	防災課	災害時における物資調達に関する協定	株式会社片桐紙器	災害時の応援	避難所運営に必要な段ボール製品等の調達	R2.11.27
97	防災安全部	防災課	災害時における資機材のレンタルに関する協定	株式会社ダイワテック	災害時の応援	災害時における資機材の提供	R3.4.20
98	防災安全部	防災課	福祉避難所の開設に関する協定	社会福祉法人旭川光風会	災害時の応援	視覚障がい者を対象とした福祉避難所の設置運営 (旭川点字図書館、大成デイサービスセンター)	R2.6.18
99	防災安全部	防災課	福祉避難所の開設に関する協定	※相手方名については希望により非公表	災害時の応援	福祉避難所の設置運営	R2.7.6
100	防災安全部	防災課	旭川市障害者福祉センターにおける福祉避難所の開設に関する覚書	※相手方名については希望により非公表	災害時の応援	旭川市障害者福祉センターの福祉避難所としての使用	R2.8.11
101	防災安全部	防災課	災害時における緊急避難場所としての施設使用に関する覚書	旭川市21世紀の森運営協議会	災害時の応援	21世紀の森ログハウス等の緊急避難場所としての使用	R2.10.12
102	防災安全部	防災課	福祉避難所の開設に関する協定	※相手方名については希望により非公表	災害時の応援	JA上川ビルの福祉避難所としての使用	R2.11.12
103	防災安全部	防災課	災害時における緊急避難場所としての施設使用に関する協定	イオンモール株式会社	災害時の応援	施設の緊急避難場所としての使用 (イオンモール旭川駅前屋上駐車場)	R3.1.31
104	防災安全部	防災課	福祉避難所の開設に関する協定	旭川トヨタ自動車株式会社 旭川トヨペット株式会社 トヨタカローラ旭川株式会社 トヨタカローラ道北株式会社 ネットトヨタ旭川株式会社 ネットトヨタたいせつ株式会社 株式会社トヨタレンタリース旭川 トヨタL&F旭川株式会社 トヨタモビリティパーツ株式会社 北海道統括支社 北海道ダイハツ販売株式会社 東京海上日動火災保険株式会社旭川支店	災害時の応援	施設の福祉避難所としての利用と、避難者への物資の提供	R3.2.10

No.	部局	担当課	連携協定の名称	連携協定の相手方	協定の目的	協定の内容	締結年月日
105	防災安全部	防災課	災害時における避難所としての施設使用に関する協定	学校法人旭星学園旭川理容美容専門学校	災害時の応援	施設の指定避難所としての使用	R3.6.1
106	防災安全部	防災課	災害発生時における宿泊施設の提供に関する協定	旭川ホテル旅館協同組合	災害時の応援	宿泊施設の避難所としての提供	R3.7.5
107	防災安全部	防災課	災害ボランティアセンターの設置・運営等に関する協定	社会福祉法人旭川市社会福祉協議会	災害時の応援	災害ボランティアセンターの設置・運営等	R3.10.23
108	防災安全部	防災課	旭川市の地域防災力向上に関する連携協定	損害保険ジャパン株式会社 北海道支店	災害時の応援	損保ジャパン旭川ビルの福祉避難所としての使用等(災害時におけるドローン等調査機器による情報収集、市民の防災意識の啓発・防災知識の普及、地域防災イベントへの参画、事業者への事業計画の作成支援等)	R3.11.24
109	防災安全部	防災課	災害時における電気自動車による電力供給に関する協定	旭川日産自動車株式会社	災害時の応援	非常用電源として活用できる電気自動車等の貸与	R3.12.14
110	防災安全部	防災課	洪水時における地域住民等の緊急避難場所としての施設使用及び災害時における応急生活物資の供給等に関する協定	株式会社トライアルカンパニー	災害時の応援	施設の緊急避難場所としての使用及び応急生活物資の供給等	R4.1.26
111	防災安全部	防災課	災害時等における相互協力に関する協定	北海道電力株式会社 北海道電力ネットワーク株式会社	災害時の応援	災害発生時の情報共有や復旧における相互協力等	R4.1.31
112	防災安全部	防災課	災害時における電動車両等の貸与に関する協定	北海道三菱自動車販売株式会社 三菱自動車工業株式会社	災害時の応援	非常用電源として活用できる電動車両等の貸与	R4.4.25
113	防災安全部	防災課	災害時における福祉避難所の開設に関する協定	※相手方名については希望により非公表	災害時の応援	施設の福祉避難所としての使用	R4.6.29
114	防災安全部	防災課	災害時等における協力体制に関する協定	社会福祉法人 旭川市社会福祉協議会 一般社団法人 旭川青年会議所	災害時の応援	社会福祉協議会が設置する災害ボランティアセンターへの青年会議所の協力、生活関連物資の供給等	R4.8.5
115	防災安全部	防災課	災害時等における協力体制に関する協定	社会福祉法人旭川市社会福祉協議会 旭川西ロータリークラブ	災害時の応援	社会福祉協議会が設置する災害ボランティアセンターへの旭川西ロータリークラブの協力、生活関連物資の供給等	R4.12.26
116	防災安全部	防災課	災害時等における福祉避難所の開設に関する協定	※相手方名については希望により非公表	災害時の応援	施設の福祉避難所としての使用	R5.2.13
117	防災安全部	防災課	災害時における福祉避難所の開設に関する協定	※相手方名については希望により非公表	災害時の応援	施設の福祉避難所としての使用	R5.6.26
118	防災安全部	防災課	災害時等における車両の移動等の協力に関する協定	一般社団法人北海道レッカー事業組合	災害時の応援	立ち往生車両や放置車両等の移動等	R5.9.4
119	防災安全部	防災課	災害時等における指定福祉避難所の開設に関する協定	株式会社湧心	災害時の応援	施設の福祉避難所としての使用	R5.12.5
120	防災安全部	防災課	災害時の医療救護活動に関する協定	一般社団法人旭川薬剤師会	災害時の応援	旭川市地域防災計画に基づく医療救護活動に関すること。	R6.4.5
121	市民生活部	地域活動推進課	旭川市における町内会等への加入促進に関する協定	①旭川市市民委員会連絡協議会 ②公益社団法人北海道宅地建物取引業協会旭川支部	旭川市における町内会等への加入促進を図る事を目的とする。	次に掲げる事項について連携し、協力する。 (1)旭川市市民委員会連絡協議会(市民連協)と旭川市は、町内会等加入促進に関するチラシ等を作成し、これらを公益社団法人北海道宅地建物取引業協会旭川支部(宅建協会)に配布し町内会加入促進に係る必要な情報を提供する。 (2)宅建協会は、在籍する会員を協力事業者とし、住宅の販売契約及びアパート・マンション等の賃貸契約(新規及び継続)の仲介等を行う場合において、当該住宅の入居世帯に対し、町内会等への加入に必要な情報提供を行うとともに、市民連協及び旭川市が作成した町内会等加入促進に関するチラシ等の配布を行い、町内会活動の周知に努める。 (3)旭川市は、旭川市市民委員会連絡協議会、宅建協会に対し、本協定に基づく町内会等への加入促進に関し、必要な支援を行うものとする。	R2.3.27
122	市民生活部	地域活動推進課	サッポロホールディングス株式会社及びサッポロビール株式会社と旭川市との包括連携協定	①サッポロホールディングス株式会社 ②サッポロビール株式会社	包括的な連携のもと、幅広く様々な分野において、相互に協力してまちづくりを進めることで、旭川市内の一層の活性化に資することを目的とする。	次の各号に掲げる事項について、包括的な連携に関する情報交換及び意見交換を実施し、相互に合意した具体的事業について協働で取り組むものとする。 (1)協働事業の推進など、地域力の向上と市民主体のまちづくりに関すること。 (2)環境保全など、環境と共生する美しいまちづくりに関すること。 (3)観光や物産振興など、都市の魅力と賑わいを生み出すまちづくりに関すること。 (4)地元食材の活用など、食を通じた人々にやさしいまちづくりに関すること。 (5)防災や災害対策など、暮らしの安全・安心を守るまちづくりに関すること。	H23.7.20

No.	部局	担当課	連携協定の名称	連携協定の相手方	協定の目的	協定の内容	締結年月日
123	市民生活部	地域活動推進課	旭川市と株式会社イトーヨーカ堂との地域活性化包括連携協定	株式会社イトーヨーカ堂	イトーヨーカ堂の強みと本市の行政としての強みをそれぞれ活かし、緊密な相互連携と協働による活動を推進することにより、一層の地域の活性化及び市民サービスの向上を図ることを目的とする。	(1) 地産地消の推進、地場産品の販路拡大など、産業の振興に関すること (2) 市政情報・市の魅力の発信、観光振興に関すること (3) 子育て支援に関すること (4) 健康増進に関すること (5) 教育・文化・スポーツの振興に関すること (6) 高齢者及び障がい者支援に関すること (7) 環境保全に関すること (8) 暮らしの安全・安心に関すること (9) 地域防災・災害対策に関すること (10) その他、地域の活性化、市民サービスの向上に関すること	H29.11.30
124	市民生活部	地域活動推進課	旭川市とヤマト運輸株式会社との包括連携協定	ヤマト運輸株式会社 リテール事業本部 道北主管支店	緊密な相互連携と協働による活動を推進することにより、一層の地域の活性化及び市民サービスの向上を図ることを目的とする。	(1) 災害対策に関すること (2) 物流の活性化に関すること (3) 観光支援や地場産品の販路拡大に関すること (4) 環境維持・保全に関すること (5) 地域の福祉に関すること (6) 安全・安心な地域づくりに関すること (7) 動物愛護推進に向けた連携に関すること (8) その他、地域の活性化及び市民サービスの向上に関すること	R3.11.12
125	市民生活部	地域活動推進課	旭川市と株式会社阪急交通社との包括連携協定	株式会社阪急交通社	緊密な相互連携と協働による活動を推進することにより、一層の地域の活性化及び市民サービスの向上を図ることを目的とする。	(1) 移住・ワーケーションの推進に関すること (2) 公共交通の利用促進に関すること (3) 災害対応に関すること (4) 福祉の増進に関すること (5) 地場産品の販路拡大・観光の振興に関すること (6) 国際理解・異文化理解の促進に関すること (7) 農業の振興に関すること (8) 地場産業と保有資源の活用に関すること (9) その他、地域の活性化及び市民サービスの向上に関すること	R4.6.3
126	市民生活部	地域活動推進課	旭川市と花王グループカスタマーマーケティング株式会社との包括連携協定	花王グループカスタマーマーケティング株式会社	緊密な相互連携と協働による活動を推進することにより、一層の地域の活性化及び市民サービスの向上を図ることを目的とする。	(1) 健康づくりの推進に関すること (2) 高齢者支援に関すること (3) 子どもの衛生習慣化の促進、学習支援に関すること (4) 生涯学習に関すること (5) 環境維持・保全に関すること (6) その他、地域の活性化及び市民サービスの向上に関すること	R4.9.9
127	市民生活部	地域活動推進課	旭川市と明治安田生命保険相互会社との包括連携協定	明治安田生命保険相互会社 旭川支社	緊密な相互連携と協働による活動を推進し、地域のニーズに迅速かつ適切に対応し、市民の健康増進や市民サービスの向上を図ることを目的とする。	(1) 健康づくりの推進に関する事項 (2) 安全・安心なまちづくりに関する事項 (3) スポーツ振興に関する事項 (4) 地場産品及び観光の振興に関する事項 (5) 文化芸術・生涯学習に関する事項 (6) 公共交通の利用促進に関する事項 (7) 保健・福祉の増進に関する事項 (8) 環境維持・保全に関する事項 (9) その他、地域の活性化及び市民サービスの向上に関する事項	R5.3.17
128	市民生活部	地域活動推進課	旭川市と株式会社旭川シティネットワークとの「くらしのアプ」活用に係る連携協定書	株式会社旭川シティネットワーク	緊密な相互連携と協働による活動を推進することにより、市民への効果的な情報発信を行うことにより、安心・安全な市民生活の実現と一層の地域の活性化を図ることを目的とする。	(1) 旭川市は、市民にとって有用な情報発信に努め、アプを通じて様々な情報提供に取り組む。株式会社旭川シティネットワークは、旭川市がアプで発信した情報を、運営するコミュニティFM放送(FMゆべー)の番組において積極的に市民に対して発信する。 (2) 災害時など、旭川市がアプのPush機能を活用して緊急に発信した情報について、株式会社旭川シティネットワークは、可能な限り放送内で発信するよう努める。 (3) 旭川市は、株式会社旭川シティネットワークが行う市民向けのイベントなど、市民にとって有用な情報をアプを通じて積極的に発信する。	R5.8.29
129	市民生活部	地域活動推進課	旭川市とソフトバンク株式会社との高齢者が安心して暮らせるまちづくりに係る連携協定書	ソフトバンク株式会社	緊密な相互連携と協働による活動を推進することにより、市民への効果的な情報発信を行うことにより、安心・安全な市民生活の実現と一層の地域の活性化を図ることを目的とする。	(1) 旭川市は、高齢者が安心して暮らしていくために必要な情報の収集や手続きにおいて、デジタル化の推進によって取り残されることがないよう、乙と協力して、高齢者のデジタルデバイドの解消に向けた取り組みを積極的に行う。 (2) 旭川市は、進化するデジタル技術を活用して、高齢者が安心して暮らせるまちづくりに積極的に取り組む。ソフトバンク株式会社は、旭川市が取り組みを進めるに当たり、可能な限りにおいて協力を行う。 (3) 旭川市は、その他、地域全体のデジタル化を進め、安心・安全な市民生活の実現及び地域の活性化を目指すことを乙と協力して行う。 (4) 旭川市及びソフトバンク株式会社は、連携・協力を効果的に実施するため、積極的に協議を行うものとする。	R6.2.13
130	福祉保険部	福祉保険課	福祉避難所の指定等及び人材派遣に関する協定書	旭川社会福祉施設協議会	災害発生時における福祉避難所の開設等	社会福祉施設や医療機関に入所又は入院するに至っていない要配慮者(高齢者、障害者、乳幼児その他の特に配慮を要する者)で、通常の避難所では生活困難と判断できた場合に、次の事項について市が要請できることとしている。 (1) 対象者の受入 (2) 対象者の施設までの移送 (3) 市が開設した身近な地域の福祉避難所の運営に必要な人材の派遣	H25.11.22
131	福祉保険部	福祉保険課	福祉避難所の指定等及び人材派遣に関する協定書	医療法人道北勤労者医療協会	災害発生時における福祉避難所の開設等	社会福祉施設や医療機関に入所又は入院するに至っていない要配慮者(高齢者、障害者、乳幼児その他の特に配慮を要する者)で、通常の避難所では生活困難と判断できた場合に、次の事項について市が要請できることとしている。 (1) 対象者の受入 (2) 対象者の施設までの移送 (3) 市が開設した身近な地域の福祉避難所の運営に必要な人材の派遣	H28.10.13
132	福祉保険部	長寿社会課	認知症対策・地域包括ケアの推進に関する包括的連携協定	エーザイ株式会社	協力し、連携することにより、相互の施策の推進を図り、もって市民の健康的な生活の実現を図ると及び市民が高齢になっても住み慣れた地域でいきいきと暮らすことができるまちづくりに資することを目的とする。	市民に対して、協働で認知症対策に関する普及啓発、地域包括ケアシステム構築のための活動等(以下「連携事項」という。)を行うものとする。 連携事項の実施方法その他具体的な実施内容は、次のとおりとする。 (1) 認知症対策の普及啓発 市民を対象とした啓発集会の開催等の普及啓発 (2) 地域包括ケアの推進 ア 認知症に関する研修会の実施等専門職の資質の向上に関すること。 イ 旭川市及び地域包括支援センターが実施する認知症に関する研修会、認知症サポーター養成講座等に対するエーザイ株式会社の資材提供その他の協力 ク 医療・介護の連携に関すること。 (3) その他 市民が高齢になっても住み慣れた地域でいきいきと暮らすことができるまちづくりに資すること。	H27.7.30
133	福祉保険部	長寿社会課	旭川市地域リハビリテーション活動支援事業に関する協定	一般社団法人北海道リハビリテーション専門職協会	介護保険法(平成9年法律第123号)第115条の45第1項第2号の規定に基づき、地域における高齢者の介護予防に資する取組を推進することを目的とする。	次の各号に掲げる事項について、協働で取り組むものとする。 (1) 住民主体の通いの場として活動する高齢者の団体及びその支援者に対する技術的支援(通いの場の支援) (2) 生活課題を抱える高齢者及びその支援者に対する技術的支援(個別訪問支援) (3) 地域ケア個別会議における技術的支援 (4) 前3号のほか、地域における介護予防に関する活動等の支援	H29.4.1
134	福祉保険部	長寿社会課	旭川市地域リハビリテーション活動支援事業に関する協定	公益社団法人北海道栄養士会	介護保険法(平成9年法律第123号)第115条の45第1項第2号の規定に基づき、地域における高齢者の介護予防に資する取組を推進することを目的とする。	次の各号に掲げる事項について、協働で取り組むものとする。 (1) 住民主体の通いの場として活動する高齢者の団体及びその支援者に対する技術的支援(通いの場の支援) (2) 生活課題を抱える高齢者及びその支援者に対する技術的支援(個別訪問支援) (3) 地域ケア個別会議における技術的支援 (4) 前3号のほか、地域における介護予防に関する活動等の支援	R3.4.1
135	福祉保険部	長寿社会課	旭川市地域リハビリテーション活動支援事業に関する協定	一般社団法人北海道歯科衛生士会	介護保険法(平成9年法律第123号)第115条の45第1項第2号の規定に基づき、地域における高齢者の介護予防に資する取組を推進することを目的とする。	次の各号に掲げる事項について、協働で取り組むものとする。 (1) 住民主体の通いの場として活動する高齢者の団体及びその支援者に対する技術的支援(通いの場の支援) (2) 生活課題を抱える高齢者及びその支援者に対する技術的支援(個別訪問支援) (3) 地域ケア個別会議における技術的支援 (4) 前3号のほか、地域における介護予防に関する活動等の支援	R3.4.1
136	福祉保険部	長寿社会課	旭川市地域リハビリテーション活動支援事業に関する協定	一般社団法人旭川薬剤師会	介護保険法(平成9年法律第123号)第115条の45第1項第2号の規定に基づき、地域における高齢者の介護予防に資する取組を推進することを目的とする。	次の各号に掲げる事項について、協働で取り組むものとする。 (1) 住民主体の通いの場として活動する高齢者の団体及びその支援者に対する技術的支援(通いの場の支援) (2) 生活課題を抱える高齢者及びその支援者に対する技術的支援(個別訪問支援) (3) 地域ケア個別会議における技術的支援 (4) 前3号のほか、地域における介護予防に関する活動等の支援	R4.4.1
137	福祉保険部	長寿社会課	旭川市における高齢者の地域見守り活動に関する協定	生活協同組合コープさっぽろ	地域住民による見守り安否確認に事業者の取り組みを加えた複合的・重層的な見守り・安否確認の仕組みを構築することにより高齢者の孤立死の防止に寄与する。	通常の業務における高齢者宅への訪問により、訪問先で異常を発見したときは必要に応じて市役所へ連絡するものとする。	H23.9.28
138	福祉保険部	長寿社会課	旭川市における高齢者等の見守り支援に関する協定	日本郵便株式会社 旭川中央郵便局	高齢者等が住み慣れた地域で安心して日常生活ができるよう支援することを目的とする。	高齢者等の自宅及び活動地域において、高齢者等の異変に気づいた場合、その状況を総合的に判断し、必要に応じて市役所に通報するものとする。	H25.3.29

No.	部局	担当課	連携協定の名称	連携協定の相手方	協定の目的	協定の内容	締結年月日
139	福祉保険部	長寿社会課	旭川市における高齢者等の地域見守り活動に関する協定	(株)ライナーネットワーク	地域住民による高齢者等に対する見守りに事業者の取組を加えた複合的・重層的な見守りの仕組みを構築することにより、高齢者の安心で安全な生活の推進に寄与することを目的とする。	通常の業務における高齢者等宅への配布により、配布先で異変等を発見したときは、必要に応じて甲へ連絡するものとする。	H25.7.1
140	福祉保険部	長寿社会課	旭川市における高齢者等の地域見守り活動に関する協定	北海道新聞旭川市内販売所会	地域住民による高齢者等に対する見守りに事業者の取組を加えた複合的・重層的な見守りの仕組みを構築することにより、高齢者の安心で安全な生活の推進に寄与することを目的とする。	通常の業務における高齢者等宅への配達により、配達先で異変等を発見したときは、必要に応じて甲へ連絡するものとする。	H25.7.1
141	福祉保険部	長寿社会課	旭川市における高齢者等の地域見守り支援に関する協定	読売センター旭川北部・東部 読売センター旭川南部 読売センター東旭川 読売センター永山	甲と乙は連携して、地域住民による高齢者等に対する見守りに事業者の取組を加えた複合的・重層的な見守りの仕組みを構築することにより、高齢者等の安心で安全な生活の推進に寄与することを目的とする。	通常の業務における高齢者等宅への配達により、配達先で異変等を発見したときは、必要に応じて甲の市役所へ連絡するものとする。	H25.7.30
142	福祉保険部	長寿社会課	旭川市における高齢者等の地域見守り支援に関する協定	北海道公衆浴場業生活衛生同業組合旭川支部 旭川浴場組合	甲と乙は連携して、地域住民による高齢者等に対する見守りに事業者の取組を加えた複合的・重層的な見守りの仕組みを構築することにより、高齢者等の安心で安全な生活の推進に寄与することを目的とする。	通常の業務において、高齢者等の異変等を発見したときは、必要に応じて甲へ連絡するものとする。	H26.3.28
143	福祉保険部	長寿社会課	旭川市における高齢者等の地域見守り支援に関する協定	明治安田生命保険相互会社札幌支社	甲と乙は連携して、地域住民による高齢者等に対する見守りに事業者の取組を加えた複合的・重層的な見守りの仕組みを構築することにより、高齢者等の安心で安全な生活の推進に寄与することを目的とする。	通常の業務において、高齢者等の異変等を発見したときは、業務に支障のない範囲で、必要に応じて甲へ連絡するよう努めるものとする。	H26.12.1
144	福祉保険部	長寿社会課	旭川市における高齢者等の地域見守り支援に関する協定	株式会社セブン・イレブン・ジャパン	相手方が、見守り活動の実施を直営店については自ら行い、加盟店については推奨することにより甲と対象店舗が連携して、地域住民による高齢者等に対する見守りに、事業者の取組を加えた複合的・重層的な見守りの仕組みを構築することにより、高齢者等の安心で安全な生活の推進に寄与することを目的とする。	対象店舗が提供するお届けサービスを通じて、高齢者等の異変等を発見したときは、業務に支障のない範囲で、必要に応じて甲へ連絡するよう努めるものとする。	H27.7.13
145	福祉保険部	長寿社会課	旭川市における高齢者等の地域見守り支援に関する協定	ホクレン農業協同組合連合会	地域住民による高齢者等に対する見守りに事業者の取組を加えた複合的・重層的な見守りの仕組みを構築することにより、高齢者等の安心で安全な生活の推進に寄与することを目的とする。	乙が実施する移動販売者による商品販売業務等において、高齢者等の異変等を発見したときは、業務に支障のない範囲で、必要に応じて甲へ連絡するよう努めるものとする。	H27.12.21
146	福祉保険部	長寿社会課	旭川市における高齢者等の地域見守り活動に関する協定	株式会社 顕幸 明治けんこう宅配便旭川店	地域住民の見守りに事業者の取組を加えた複合的・重層的な見守りの仕組みを構築することにより、高齢者等の安心で安全な生活の推進に寄与することを目的とする。	高齢者宅等への乳製品配達、訪問等その業務において、高齢者等の異変等を発見したときに甲に連絡することにより、見守り活動に協力するものとする。	H29.8.22
147	福祉保険部	長寿社会課	高齢者の健康で安全な生活と更なる自立支援に関する協定書	北海道ダイハツ販売株式会社	業務上の連携を図り、高齢者が住み慣れた地域で健康で安全かつ自立した生活を営むことができるまちづくりを目指すものとする。	健康安全運転講座の実施、コミュニティイベントへの協力、認知症サポーター養成講座の受講、日常的な業務による移動や訪問先において、高齢者の異変等を発見した際の市担当部署への連絡	H31.3.15
148	福祉保険部	長寿社会課	旭川市における高齢者等の地域見守り活動に関する協定	三井住友海上あいおい生命保険株式会社 北海道営業部 北海道中央生保支社	地域住民の見守りに事業者の取組を加えた複合的・重層的な仕組みを構築し、もって高齢者等の安心で安全な生活の推進に寄与することを目的とする。	市内に在住する当該事業者の社員の通勤時及び担当代理店への訪問を通じ、高齢者等の異変に気付いた場合、その状況等を総合的に判断して、必要に応じて市に連絡する。	R15.1.17
149	福祉保険部	長寿社会課	旭川市における高齢者等の地域見守り活動に関する協定	株式会社 あいプラン	地域住民の見守りに事業者の取組を加えた複合的・重層的な仕組みを構築し、もって高齢者等の安心で安全な生活の推進に寄与することを目的とする。	会員宅への個別訪問等その業務において、高齢者等の異変等を発見したときに甲に連絡することにより、見守り活動に協力するものとする。	R2.2.1
150	福祉保険部	長寿社会課	旭川市における高齢者等の見守り支援に関する協定	①アフラック生命保険株式会社 ②第一生命保険株式会社	甲、乙及び丙が業務上協力する事項を定めることにより、高齢者が住み慣れた地域で安全安心な生活を送ることができるようまちづくりに寄与することを目的とする。	(1)市内における保険契約締結者への訪問において、高齢者の異変等を発見したときに市へ連絡する。 (2)その他高齢者福祉に関する各種取組に際し、必要に応じ連携して取り組む。	R5.3.20
151	福祉保険部	長寿社会課	旭川市における高齢者等の見守り支援に関する協定	株式会社ベルコ	高齢者等の地域の見守り活動に関し、乙が協力する事項を定めることにより、地域住民の見守りに事業者の取組を加えた複合的・重層的な仕組みを構築し、もって高齢者等の安心で安全な生活の推進に寄与することを目的とする。	乙は、会員宅への個別訪問等その業務において、高齢者等の異変等を発見したときに甲に連絡することにより、見守り活動に協力するものとする。	R5.3.28
152	子育て支援部	子育て支援課	「旭川市子育てガイドブック」2023～2025年度版協働発行に関する協定書	株式会社ジチタイアド	旭川市民の子育てで役立つ情報を分かりやすく提供するため、「旭川市子育てガイドブック」2023～2025年度版の発行を目的とする。	子育てガイドブックの発行に関する次の事項 1 費用負担 2 仕様 3 広告の販売等 4 ガイドブックの発行に関する責任 5 補償 6 発行の見直し等 7 権利義務の譲渡等の制限 8 著作権の帰属 9 機密の保持 10 協定の期間 11 協定の解約 12 その他	R5.1.17
153	子育て支援部	おやこ応援課	すまいるマミイ事業の実施に関する協定	公益社団法人 旭川民間保育相互育成会	対等なパートナーシップのもとに、各々の自立性と自主性を持って、保護者の抱える育児不安や孤立感に対して、きめ細やかな対応により、気がかりの段階で不安感の解消を図り、もって安心して子育てができる環境づくりを推進する「すまいるマミイ事業」の実施に関し、必要な事項を定めることを目的とする。	すまいるマミイ事業について共通の認識を持ち、共同して遂行する。 (事業の概要) 事業は妊娠や子育てに不安がある又は様々な事情で地域から孤立しがちな家庭であって支援を希望するものに対し、保育士を派遣し、子育て等に関する相談や指導、助言などを行うものとする。 訪問期間は3か月、訪問頻度は隔週1回、概ね2時間とするが、対象家庭の状況によっては、訪問頻度を変更できるものとする。	H29.8.1
154	子育て支援部	おやこ応援課	ソフトバンク株式会社と旭川市の覚書	ソフトバンク株式会社	子育て支援体制の充実・効率化によって「旭川市子ども・子育てプラン」の実現を図り、人口減少を抑制して持続可能な地域社会を構築するため、甲と乙が相互に連携及び協力し、ICTを活用したCSR事業や既存事業の充実・効率化することにより、行政課題の解決を図ることを目的とする。	次に掲げる事業について連携協定するものとする。 ① 電子母子手帳の「ウェブサービス等」、子育てに関する情報発信に関すること ② ICTを活用した子育て支援に関すること ③ その他子育てに関するサービスの向上や業務の効率化に関すること	R2.10.26
155	子育て支援部	子ども総合相談センター	上川中部こども緊急さばねっと事業に関する協定	鷹栖町、東神楽町、当麻町、比布町、愛別町、上川町、東川町、美瑛町	上川中部圏域における、仕事と育児の両立のための環境整備を図るとともに、地域の子育て支援を行い、児童の福祉の向上を図るため。	上川中部こども緊急さばねっと事業要綱に基づき、上川中部こども緊急さばねっと事業を実施する。	H21.4.1

No.	部局	担当課	連携協定の名称	連携協定の相手方	協定の目的	協定の内容	締結年月日
156	保健所	保健総務課	旭川市における医療・介護提供体制の構築と市民の健康づくりの推進に向けた連携に関する協定	武田薬品工業株式会社	旭川市内における医療・介護提供体制の構築と市民の健康づくりの推進に向けた取組等を通じて、市民の健康的な生活の実現を図ることを目的とする。	次の事項について連携・協力する。 (1)医療と介護の連携に係る取組に関すること (2)健康づくりに係る広報・周知啓発等に関すること (3)特定健診・がん検診等の普及啓発及び受診促進に関すること (4)その他前条の目的を達成するために必要な事項	H30.2.7
157	保健所	健康推進課	旭川市と日本生命保険相互会社 旭川支社との包括連携協定	日本生命保険相互会社 旭川支社	相互連携と協働による活動を推進することにより、市民が心豊かに健やかな生活を送るための環境づくりと、地域の活性化及び市民サービスの向上を図ることを目的とする。	次の事項について連携し、協力する。 (1)健康増進・疾病予防に関すること (2)安全・安心な地域づくりに関すること (3)地域活性化に関すること (4)その他、甲及び乙の協議により必要と認められたこと	R4.8.26
158	保健所	健康推進課	旭川市民の健康づくりの推進に向けた連携に関する協定	全国健康保険協会北海道支部	旭川市及び全国健康保険協会北海道支部が相互に連携・協力を行い、健康づくりの推進に向けた取組を通じて、市民の健康的な生活の実現を図ることを目的とする。	次の事項について連携・協力する。 (1)健康づくりに係る広報、周知、啓発等に関すること (2)特定健診や医療費等の情報調査、分析及びその活用に関すること (3)特定健診、がん検診及び歯周疾患検診等の普及啓発、受診促進に関すること (4)健康づくりに係る情報等の共有に関すること (5)その他、協定の目的を達成するために必要な事項に関すること	H28.9.8
159	保健所	健康推進課	健康寿命の延伸に関する包括的連携協定	中外製薬株式会社札幌支店	旭川市及び中外製薬株式会社が相互に連携及び協力を行い、旭川市の健康寿命の延伸に向けた取組を通じて、市民の健康的な生活の実現を図ることを目的とする。	旭川市及び中外製薬株式会社は、協定の目的を達成するため、市民に対して、健康寿命の延伸に向けた取組を行うものとする。 なお、実施時期、実施方法その他具体的な実施内容については、協議して別途定めるものとする。	H29.1.19
160	保健所	健康推進課	旭川市がん検診受診率向上プロジェクト	①旭川信用金庫 ②東京海上日動火災株式会社旭川支店	がん検診受診率の向上に向けた取組を協働で進めることにより、がん検診受診率の向上に寄与し、併せて、がんに関して、正しい知識と情報を旭川市民へ提供することを目的とする。	旭川市民に対してがん検診の受診を勧奨するものとし、具体的な内容及び実施方法は協定締結者間で協議の上、別途取り決める。	H21.7.13
161	保健所	健康推進課	旭川市と第一生命保険株式会社との包括連携協定	第一生命保険株式会社	相互連携と協働による活動を推進することにより、市民が心豊かに健やかな生活を送るための環境づくりと、地域の活性化及び市民サービスの向上を図ることを目的とする。	次の事項について連携・協力する。 (1)健康増進に関すること (2)青少年育成・教育に関すること (3)高齢者支援に関すること (4)産業振興、中小企業支援に関すること (5)環境保全に関すること (6)女性活躍推進に関すること (7)その他地域社会の活性化及び市民サービスの向上に関すること	R5.12.5
162	保健所	旭川市動物愛護センター	旭川市とヤマト運輸株式会社の動物愛護の推進に向けた連携に関する協定書	ヤマト運輸株式会社道北主管支店	相互連携、協力を行い、旭川市動物愛護センターに収容された猫の譲渡促進等の取組を通じて、動物愛護の推進を図ることを目的とする。	目的を達成するため、業務に支障を来さない範囲内において次の事項について連携、協力を行うものとする。 (1)センターに収容された猫の譲渡促進に関すること。 (2)センターに収容された猫を含む動物の新たな飼い主の募集の周知に関すること。 (3)旭川市内で負傷した犬猫等を見つけた際の通報に関すること。 (4)旭川市内で遺棄している犬又は野犬を発見した際の通報に関すること。 (5)その他、前条の目的を達成するために必要な事項に関すること。	R2.11.27
163	保健所	旭川市動物愛護センター	災害時における動物救護活動に関する協定	①北海道 ②札幌市 ③函館市 ④公益社団法人 北海道獣医師会 ⑤公益社団法人 日本愛玩動物協会	北海道内において大規模な災害が発生した際、動物愛護精神及び人間と動物の絆を守る観点から、被災動物救護活動を相互に協力連携して円滑に推進することを目的とする。	6者で構成する北海道被災動物救護本部の行う被災動物救護活動について必要な事項を定める。 (1)避難所等と同行避難した被災動物の健康管理 (2)負傷した被災動物の治療・健康管理 (3)飼主が不明となった被災動物の保護、一時飼育、健康管理、譲渡の斡旋 (4)被災者が飼育困難となった動物の一時保管、健康管理、譲渡の斡旋 (5)関係団体に対する救護活動への協力要請 (6)動物を収容する施設が必要な場合における調整など	H24.12.21
164	環境部	環境指導課	公害防止に関する協定書及び覚書	日本製紙株式会社	旭川工場の公害防止のため。	(1)基本原則 (2)大気汚染防止対策 (3)公共用水域汚濁防止対策 (4)地下水汚染防止対策 (5)悪臭防止対策 (6)騒音防止対策 (7)環境の保全 (8)廃棄物の減量化と適正処理 (9)汚染物質等の測定 (10)協定超過時の報告 (11)公表 (12)公害発生時の措置 (13)違反時の措置 (14)協定の細目事項 (15)協定の改定	S48.6.25
165	環境部	環境指導課	春光台汚水公害防止に関する協定書	①鷹栖町地域農業者 ②鷹栖町	旭川市春光台から流出する汚水等の公害防止のため。	(1)協定締結の趣旨 (2)基本問題の相互理解 (3)河川の改修等 (4)温床用水の確保 (5)被害補償 (6)汚水防止対策 (7)汚染水質の測定 (8)春光台の開発計画 (9)畜産公害対策 (10)協定の改定	S49.6.18
166	環境部	環境指導課	公害防止に関する協定書	社団法人北海道家畜改良事業団	北海道家畜改良事業団道北センターに係る公害防止のため。	(1)基本原則の相互理解 (2)水質汚濁防止対策 (3)堆肥の管理 (4)畜糞の処理 (5)被害補償 (6)協議	S52.7.20
167	環境部	環境指導課	公害防止協定	株式会社上川畜産公社	旭川市東鷹栖6線12号に設置する事業所における公害防止のため。	(1)基本原則 (2)大気汚染防止対策 (3)水質汚濁防止対策 (4)騒音防止対策 (5)悪臭防止対策 (6)廃棄物対策 (7)環境の美化 (8)補償 (9)関連事業者に対する責務 (10)報告 (11)施設の変更等 (12)協定細目 (13)協定の改定	S53.2.2
168	環境部	環境指導課	ゴルフ場開発に関する環境保全協定書	株式会社旭川メモリアルカントリークラブ	旭川市神居町台場地区に造成するゴルフ場「旭川メモリアルカントリークラブ」について、市民の健康を守り、自然環境を保全し、災害を防止する等のため。	(1)法令の厳守 (2)事業計画の説明 (3)関係団体等との同意 (4)緑化等への協力 (5)森林の保全 (6)鳥獣への配慮 (7)公共施設の利用 (8)沢状地形の保全 (9)用水計画 (10)汚水の放流方法 (11)農薬の使用等について (12)事故発生時等の対応について (13)改善及び中止 (14)個別協定	H24.2.27
169	環境部	環境指導課	ゴルフ場開発に関する環境保全協定書	ジェイエイエス旭川リゾート開発株式会社	旭川市神居町上雨紛地区に造成するゴルフ場「フォレスト旭川カントリークラブ」について、市民の健康を守り、自然環境を保全し、災害を防止する等のため。	(1)法令の厳守 (2)事業計画の説明 (3)関係団体等との同意 (4)緑化等への協力 (5)森林の保全 (6)公共施設の利用 (7)沢状地形の保全 (8)用水計画 (9)汚水の放流方法 (10)農薬の使用等について (11)事故発生時等の対応について (12)改善及び中止 (13)個別協定	H24.2.27

No.	部局	担当課	連携協定の名称	連携協定の相手方	協定の目的	協定の内容	締結年月日
170	環境部	環境指導課	ゴルフ場開発に関する環境保全協定書	株式会社旭川ゴルフ倶楽部	旭川ゴルフ倶楽部について、農業等の安全かつ適正な使用を確保することにより、市民の健康を守り、自然環境及び生活環境の保全に寄与するため。	(1)法令等の遵守 (2)農業の定義 (3)農業の使用 (4)水質検査 (5)汚水管理 (6)立入調査 (7)緑化等への協力 (8)事故発生時等の対応について (9)改善及び中止 (10)個別協定	H25.2.22
171	環境部	環境指導課	大気汚染気象通報業務に関する協定	①上川総合振興局 ②旭川地方気象台	旭川市内における大気汚染に関する気象の状況及び大気汚染の状況を適切に把握し、大気汚染防止対策に資するため。	(1)観測値等の通報 (2)情報等の通報 (3)実施細目 (4)協定の変更	R4.3.31
172	環境部	環境指導課	不法投棄等の通報に関する協定	旭川通運株式会社	旭川市内における不法投棄等の通報について、連携・協力することにより、不法投棄等の未然防止と早期発見・早期対応を図り、もって市民の生活環境の保全を図ることを目的とする。	旭川通運株式会社(以下「甲」という。)及び旭川市(以下「乙」という。)は、相互に連携・協力して、次に掲げる事項を実施する。 (1)甲の実施する事項 イ 甲の職員(社員)に対し本協定の趣旨を周知するものとする。 ロ 甲は、就業中に不法投棄等と思われる現場を発見した場合、その内容を乙に情報提供するものとする。 (2)乙の実施する事項 イ 乙は、前項に係る情報提供を受けたときは、誠実に対応するものとする。 ロ 乙は、甲が実施する職員の環境教育等に対し支援協力を行うものとする。	H26.7.1
173	環境部	環境指導課	不法投棄等の通報に関する協定	株式会社旭川振興公社	旭川市内における不法投棄等の通報について、連携・協力することにより、不法投棄等の未然防止と早期発見・早期対応を図り、もって市民の生活環境の保全を図ることを目的とする。	株式会社旭川振興公社(以下「甲」という。)及び旭川市(以下「乙」という。)は、相互に連携・協力して、次に掲げる事項を実施する。 (1)甲の実施する事項 イ 甲の職員(社員)に対し本協定の趣旨を周知するものとする。 ロ 甲は、就業中に不法投棄等と思われる現場を発見した場合、その内容を乙に情報提供するものとする。 (2)乙の実施する事項 イ 乙は、前項に係る情報提供を受けたときは、誠実に対応するものとする。 ロ 乙は、甲が実施する職員の環境教育等に対し支援協力を行うものとする。	H26.7.23
174	環境部	環境指導課	不法投棄等の通報に関する協定	協同組合旭川ハイヤー協会	旭川市内における不法投棄等の通報について、連携・協力することにより、不法投棄等の未然防止と早期発見・早期対応を図り、もって市民の生活環境の保全を図ることを目的とする。	協同組合旭川ハイヤー協会(以下「甲」という。)及び旭川市(以下「乙」という。)は、相互に連携・協力して、次に掲げる事項を実施する。 (1)甲の実施する事項 イ 甲の職員(社員)に対し本協定の趣旨を周知するものとする。 ロ 甲は、就業中に不法投棄等と思われる現場を発見した場合、その内容を乙に情報提供するものとする。 (2)乙の実施する事項 イ 乙は、前項に係る情報提供を受けたときは、誠実に対応するものとする。 ロ 乙は、甲が実施する職員の環境教育等に対し支援協力を行うものとする。	H27.7.30
175	環境部	廃棄物政策課	マイバッグ等の持参促進及びレジ袋削減に向けた取組に関する協定	生活協同組合コープさっぽろ	地球温暖化防止やごみの減量化を推進し、市民、事業者、行政の協働による環境にやさしいライフスタイルの確立を目指し、マイバッグの持参、レジ袋の削減を図る取組を推進するため	(1)お客様(市民)に対し、マイバッグ等の持参を呼びかけるとともに、レジ袋の無料配布を行わない。 (2)市内の店舗において、レジ袋許容率を90%とすることを目標とする。 (3)市内の店舗において、レジ袋を許容された方の人数に応じた額を、植樹活動などの環境保全のための基金に寄付することとし、その内容を定期的に社会へ報告する。 (4)レジ袋の削減に係る活動及び目標数値を定期的に公表する。	H20.9.11
176	環境部	廃棄物政策課	マイバッグ等の持参促進及びレジ袋削減に向けた取組に関する協定	イオン北海道株式会社	地球温暖化防止やごみの減量化を推進し、市民、事業者、行政の協働による環境にやさしいライフスタイルの確立を目指し、マイバッグの持参、レジ袋の削減を図る取組を推進するため	(1)お客様(市民)に対し、マイバッグ等の持参を呼びかけるとともに、レジ袋の無料配布を行わない。 (2)市内の店舗において、レジ袋許容率を80%とすることを目標とする。 (3)市内の店舗において、レジ袋の収益金を環境保全活動や地域貢献活動に還元し、その内容を定期的に社会へ報告する。 (4)レジ袋の削減に係る活動及び目標数値を定期的に公表する。	H20.9.11
177	環境部	廃棄物政策課	マイバッグ等の持参促進及びレジ袋削減に向けた取組に関する協定	株式会社ダイイチ	地球温暖化防止やごみの減量化を推進し、市民、事業者、行政の協働による環境にやさしいライフスタイルの確立を目指し、マイバッグの持参、レジ袋の削減を図る取組を推進するため	(1)お客様(市民)に対し、マイバッグ等の持参を呼びかけるとともに、レジ袋の無料配布を行わない。 (2)市内の店舗において、レジ袋許容率を80%とすることを目標とする。 (3)市内の店舗において、レジ袋の収益金をマイバッグの販売促進を強化するために使用し、その内容を定期的に社会へ報告する。 (4)レジ袋の削減に係る活動及び目標数値を定期的に公表する。	H20.9.11
178	環境部	廃棄物政策課	マイバッグ等の持参促進及びレジ袋削減に向けた取組に関する協定	株式会社ホクレン商事	地球温暖化防止やごみの減量化を推進し、市民、事業者、行政の協働による環境にやさしいライフスタイルの確立を目指し、マイバッグの持参、レジ袋の削減を図る取組を推進するため	(1)お客様(市民)に対し、マイバッグ等の持参を呼びかけるとともに、レジ袋の無料配布を行わない。 (2)市内の店舗において、レジ袋許容率を80%とすることを目標とする。 (3)市内の店舗において、レジ袋の収益金を環境保全活動や地域貢献活動に還元し、その内容を定期的に社会へ報告する。 (4)レジ袋の削減に係る活動及び目標数値を定期的に公表する。	H20.9.11
179	環境部	廃棄物政策課	マイバッグ等の持参促進及びレジ袋削減に向けた取組に関する協定	株式会社道北アークス	地球温暖化防止やごみの減量化を推進し、市民、事業者、行政の協働による環境にやさしいライフスタイルの確立を目指し、マイバッグの持参、レジ袋の削減を図る取組を推進するため	(1)お客様(市民)に対し、マイバッグ等の持参を呼びかけるとともに、レジ袋の無料配布を行わない。 (2)市内の店舗において、レジ袋許容率を85%とすることを目標とする。 (3)市内の店舗において、レジ袋の収益金を環境保全活動や地域貢献活動に還元し、その内容を定期的に社会へ報告する。 (4)レジ袋の削減に係る活動及び目標数値を定期的に公表する。	H20.9.11
180	環境部	廃棄物政策課	マイバッグ等の持参促進及びレジ袋削減に向けた取組に関する協定	株式会社厚友会	地球温暖化防止やごみの減量化を推進し、市民、事業者、行政の協働による環境にやさしいライフスタイルの確立を目指し、マイバッグの持参、レジ袋の削減を図る取組を推進するため	(1)お客様(市民)に対し、マイバッグ等の持参を呼びかけるとともに、レジ袋の無料配布を行わない。 (2)市内の店舗において、レジ袋許容率を100%とすることを目標とする。 (3)市内の店舗において、レジ袋の収益金を環境保全活動や地域貢献活動に還元し、その内容を定期的に社会へ報告する。 (4)レジ袋の削減に係る活動及び目標数値を定期的に公表する。	H21.6.12
181	環境部	廃棄物政策課	マイバッグ等の持参促進及びレジ袋削減に向けた取組に関する協定	株式会社ダイゼン	地球温暖化防止やごみの減量化を推進し、市民、事業者、行政の協働による環境にやさしいライフスタイルの確立を目指し、マイバッグの持参、レジ袋の削減を図る取組を推進するため	(1)お客様(市民)に対し、マイバッグ等の持参を呼びかけるとともに、レジ袋の無料配布を行わない。 (2)市内の店舗において、レジ袋許容率を80%とすることを目標とする。 (3)市内の店舗において、レジ袋の収益金を環境保全活動や地域貢献活動に還元し、その内容を定期的に社会へ報告する。 (4)レジ袋の削減に係る活動及び目標数値を定期的に公表する。	H23.1.31
182	環境部	廃棄物政策課	一般廃棄物(燃やせるごみ)の処理に関する協定	鷹栖町	ごみの広域的処理の観点や環境の側面を考慮し、旭川市の広域的利活用により、可燃ごみの焼却処理を行う。	旭川市(甲)と鷹栖町(乙)は、一般廃棄物(燃やせるごみ)の処理に関し、次に掲げる事項について協定を締結する。 (1)受入ごみの範囲 (2)受入量 (3)受入施設 (4)受入の基本的条件	H14.11.26
183	環境部	クリーンセンター	災害時における廃棄物の収集運搬に関する協定	旭川市一般廃棄物許可・委託事業者連絡協議会	水害や地震等の大規模な災害の発生に伴う災害廃棄物の収集運搬について、旭川市地域防災計画に基づき実施する応急対策への協力を目的とする。	災害発生に伴い、一般世帯及び避難所から排出される一般廃棄物(がれきを含む。)のうち、し原を除くものについて、必要な人員・車両・資機材等を調達し、収集運搬を行う。	H26.5.16
184	環境部	環境総務課	環境保全に関する協定	①株式会社コタニ工業 ②株式会社サンテック	本市の恵まれた自然を保全するとともに、緑地の回復及び造成に努めることにより、豊かな自然とふれあい、潤いと安らぎのある環境づくりを進めることを目的とする。	(1)法令の遵守 (2)事業計画の説明 (3)公共施設の利用 (4)公害等の防止 (5)森林の保全 (6)改善及び中止 (7)個別協議	H17.7.7
185	環境部	環境総務課	環境保全に関する協定	株式会社コタニ工業	本市の恵まれた自然を保全するとともに、緑地の回復及び造成に努めることにより、豊かな自然とふれあい、潤いと安らぎのある環境づくりを進めることを目的とする。	(1)法令の遵守 (2)事業計画の説明 (3)公共施設の利用 (4)公害等の防止 (5)森林の保全 (6)改善及び中止 (7)個別協議	H20.2.25
186	環境部	環境総務課	環境保全に関する協定	株式会社イサミ	本市の恵まれた自然を保全するとともに、緑地の回復及び造成に努めることにより、豊かな自然とふれあい、潤いと安らぎのある環境づくりを進めることを目的とする。	(1)法令の遵守 (2)事業計画の説明 (3)公共施設の利用 (4)公害等の防止 (5)森林の保全 (6)改善及び中止 (7)個別協議	H22.6.1

[illegible]

No.	部局	担当課	連携協定の名称	連携協定の相手方	協定の目的	協定の内容	締結年月日
205	環境部	環境総務課	環境保全に関する協定	株式会社朝日運輸	本市の恵まれた自然を保全するとともに、緑地の回復及び達成に努めることにより、豊かな自然とふれあい、潤いと安らぎのある環境作りを進めることを目的とする。	(1)法令の遵守 (2)事業計画の説明 (3)公共施設の利用 (4)公害等の防止 (5)改善及び中止 (6)個別協議 (7)協定の有効期間	R5.9.6
206	環境部	環境総務課	環境保全に関する協定	株式会社横達	本市の恵まれた自然を保全するとともに、緑地の回復及び達成に努めることにより、豊かな自然とふれあい、潤いと安らぎのある環境作りを進めることを目的とする。	(1)法令の遵守 (2)事業計画の説明 (3)公共施設の利用 (4)公害等の防止 (5)改善及び中止 (6)個別協議 (7)協定の有効期間	R5.10.18
207	環境部	環境総務課	環境保全に関する協定	株式会社安井組	本市の恵まれた自然を保全するとともに、緑地の回復及び達成に努めることにより、豊かな自然とふれあい、潤いと安らぎのある環境作りを進めることを目的とする。	(1)法令の遵守 (2)事業計画の説明 (3)公共施設の利用 (4)公害等の防止 (5)改善及び中止 (6)個別協議 (7)協定の有効期間	R5.10.25
208	環境部	環境総務課	環境保全に関する協定	株式会社ハスコム	本市の恵まれた自然を保全するとともに、緑地の回復及び達成に努めることにより、豊かな自然とふれあい、潤いと安らぎのある環境作りを進めることを目的とする。	(1)法令の遵守 (2)事業計画の説明 (3)公共施設の利用 (4)公害等の防止 (5)改善及び中止 (6)個別協議 (7)協定の有効期間	R6.5.2
209	経済部	経済総務課	災害時における応急生活物資の供給等に関する協定	生活協同組合コープさっぽろ	旭川市内に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に相互に協力して、応急生活物資の供給等を円滑に実施することを目的とする。	災害時において旭川市が応急生活物資を必要とするときは、旭川市は生活協同組合コープさっぽろに対して次に掲げる事項について要請することができる。 (1)生活協同組合コープさっぽろが保有又は製造する商品の供給及び運搬 (2)旭川市が必要とする応急生活物資の仕入れ及び運搬	H15.9.1
210	経済部	経済総務課	災害時における応急生活物資の供給等に関する協定	株式会社イトーヨーカ堂	旭川市内に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に相互に協力して、応急生活物資の供給等を円滑に実施することを目的とする。	災害時において旭川市が応急生活物資を必要とするときは、旭川市は株式会社イトーヨーカ堂に対して次に掲げる事項について要請することができる。 (1)株式会社イトーヨーカ堂が保有又は製造する商品の供給及び運搬 (2)旭川市が必要とする応急生活物資の仕入れ及び運搬	H9.10.1
211	経済部	経済総務課	洪水時における緊急避難場所としての使用及び災害時における応急生活物資の供給等に関する協定	イオン北海道株式会社	洪水時の応援及び旭川市内に災害が発生し、又は発生する恐れがある場合に相互に協力して、応急生活物資の供給等を円滑に実施することを目的とする。	旭川市は、イオン北海道株式会社にに対して次に掲げる事項について要請することができる。 (1)洪水時における、イオン北海道株式会社の所有又は管理する施設の一時使用 (2)災害時において、イオン北海道株式会社が保有する物資の供給及び運搬 (3)災害時において、旭川市が必要とする応急生活物資の仕入れ及び運搬	H29.10.3
212	経済部	経済総務課	災害時における応急生活物資の供給等に関する協定	MEGAドン・キホーテ旭川店	旭川市内に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に相互に協力して、応急生活物資の供給等を円滑に実施することを目的とする。	災害時において旭川市が応急生活物資を必要とするときは、旭川市はMEGAドン・キホーテ旭川店に対して次に掲げる事項について要請することができる。 (1)MEGAドン・キホーテ旭川店が保有又は製造する商品の供給及び運搬 (2)旭川市が必要とする応急生活物資の仕入れ及び運搬	H21.6.19
213	経済部	経済総務課	災害時における応急生活物資の供給等に関する協定	あさひかわ農業協同組合	旭川市内に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に相互に協力して、応急生活物資の供給等を円滑に実施することを目的とする。	災害時において旭川市が応急生活物資を必要とするときは、旭川市はあさひかわ農業協同組合に対して次に掲げる事項について要請することができる。 (1)あさひかわ農業協同組合が保有又は製造する商品の供給及び運搬 (2)旭川市が必要とする応急生活物資の仕入れ及び運搬	H24.9.6
214	経済部	経済総務課	旭川市と旭川信用金庫の包括連携に関する協定	旭川信用金庫	地域経済の活性化に資する事業などの実施において、積極的な連携協力を行うことにより、旭川の発展に寄与することを目的とする。	次の事項について連携協力を行う。 (1)地域創生（総合戦略）の推進に資する事業 (2)地域経済の活性化に資する事業 (3)観光産業の活性化に資する事業 (4)企業誘致の推進に資する事業 (5)大学や試験研究機関との連携推進に関する事業 (6)公共施設整備に関する事業 (7)その他協議により定める事項	H27.12.3
215	経済部	経済総務課	旭川市と株式会社北洋銀行の包括連携に関する協定	株式会社北洋銀行	地域経済の活性化に資する事業などの実施において、積極的な連携協力を行うことにより、旭川の発展に寄与することを目的とする。	次の事項について連携協力を行う。 (1)地域創生（総合戦略）の推進に資する事業 (2)地域経済の活性化に資する事業 (3)観光産業の活性化に資する事業 (4)企業誘致の推進に資する事業 (5)大学や試験研究機関との連携推進に関する事項 (6)公共施設整備に関する事業 (7)その他協議により定める事項	H27.12.8
216	経済部	経済総務課	旭川市と株式会社北海道銀行との連携協力に関する協定	株式会社北海道銀行	産業振興に資する事業等の実施について、積極的な連携・協力を行い、地域経済の活性化に寄与することを目的とする。	次の事項について連携・協力する。 (1)マーケティング及び販路拡大に関する事業 (2)企業の海外事業展開の支援に関する事業 (3)企業誘致の推進に関する事業 (4)観光コンベンションの振興に関する事業 (5)創業の促進及び新事業の創出に関する事業 (6)新技術・新製品開発の支援に関する事業 (7)人材の育成に関する事業 (8)その他協議により定める事項	H25.7.29
217	経済部	経済総務課	旭川信用金庫の創業サポートにかかる業務連携・協力に関する協定書	①旭川信用金庫 ②旭川商工会議所 ③あさひかわ商工会 旭川支部 ④独立行政法人中小企業基盤整備機構 北海道本部	創業支援等の分野にかかる業務を連携・協力的のもと、旭川市における創業希望者の創業までの円滑化及び創業後の経営を支援し、地域経済の活性化に努めることを目的とする。	(1)旭川信用金庫は、窓口相談をはじめとしたスタートアップ支援、事業計画策定支援、資金調達支援、成長軌道までの専門家派遣、創業後のモニタリング及び支援等を行う。資金調達支援においては必要に応じて旭川商工会議所及びあさひかわ商工会と連携しこれにあたるものとする。 (2)旭川市は、窓口相談をはじめとしたスタートアップ支援、事業計画策定支援、成長軌道までの専門家派遣等を行うものとする。 (3)旭川商工会議所及びあさひかわ商工会は、創業セミナー、創業塾、創業スクール、窓口相談をはじめとしたスタートアップ支援、事業計画策定支援、補助金申請支援、成長軌道までの専門家派遣等を行うものとする。 (4)北海道税理士会北海道支部は、税務相談をはじめとしたスタートアップ支援、事業計画策定支援等を行うものとする。 (5)独立行政法人中小企業基盤整備機構は、窓口相談をはじめとしたスタートアップ支援、事業計画策定支援、補助金申請支援、成長軌道までの専門家派遣等を行うものとする。 ※また、必要に応じて相互に連携し創業後の経営支援等を行う。	H27.3.19
218	経済部	経済総務課	求職者に対するワンストップサービス事業を実施するための協定	厚生労働省 北海道労働局	国が行う職業紹介等と市が提供する生活・職業相談の窓口を同一施設内で提供し利用者の利便性を図るとともに、生活困窮者等への就労支援の充実を図ることを目的とする。	ハローワークまちプラコナー等において、市の生活・就労相談とハローワークの無料職業紹介をワンストップで実施し、求職者に対する総合的な支援体制を提供する。	H24.4.2
219	経済部	経済総務課	ジョブカフェ・ジョブサロン旭川の運営協力に関する覚書	北海道	北海道が若年者、中高年齢者及び女性の就業を総合的にサポートするために設置する「ジョブカフェ・ジョブサロン旭川」の運営協力	旭川まちなかしごとプラザ内にジョブカフェ・ジョブサロン旭川を設置・運営協力を行う。 (1)施設のカウンセリング及び受付スペース提供 (2)施設の光熱水費の負担 (3)受付案内業務の補助従事	R5.4.1

No.	部局	担当課	連携協定の名称	連携協定の相手方	協定の目的	協定の内容	締結年月日
220	経済部	経済交流課	旭川市とイオン株式会社との包括連携協定	イオン株式会社	双方の資源を有効に活用した協働による活動を推進することにより、地域の諸課題に迅速かつ的確に対応し、一層の地域活性化及び市民サービスの向上に資することを目的とする。	目的を達成するため、連携して次の各号に掲げる事項について取り組むものとする。 ㊦ 中心市街地の活性化に関すること ㊦ 商業・観光の振興に関すること ㊦ カード等を活用した地域貢献に関すること ㊦ 地産地消の推進、地場産品の販路拡大・販売促進に関すること ㊦ 健康増進、食育の推進に関すること ㊦ 環境保全及び地域文化の振興に関すること ㊦ 災害対策・交通安全・防災・防犯など地域や暮らしの安全・安心の確保に関すること ㊦ 子育て支援・青少年の健全育成に関すること ㊦ 高齢者及び障害者を支援に関すること ㊦ 市政情報・市の魅力の発信に関すること ㊦ 市民が利用しやすい交通環境の整備及び渋滞対策に関すること ㊦ その他、地域まちづくりの推進及び市民サービスの向上に関すること	H27.1.29
221	経済部	経済交流課	旭川市と株式会社ローソンの包括連携協定	株式会社ローソン	旭川市と株式会社ローソンは、地域の活性化に向け、相互に連携・協力しながら協働事業に取り組むこととする。	次の各号に掲げる事項について、連携・協力を推進するべき課題等に関する情報・意見交換を実施し、相互に合意した具体的な事業について協働で取り組む。なお、取組の実施は、株式会社ローソンのフランチャイズ加盟店等の賛同を得て行うものとする。 ㊦ 地域の安全・安心確保や災害等の支援に関する事項 ㊦ 「食」の振興に関する事項 ㊦ 自然環境の保全や生活環境の対策に関する事項 ㊦ 各種イベント開催への協力・支援に関する事項 ㊦ その他、協議により必要と認められる事項	H26.3.11
222	経済部	産業振興課	旭川市と株式会社ニッポンとの包括連携協定書	株式会社ニッポン	食を通じた旭川市の地域活性化及び市民サービスの向上	(1) 食による地域活性化に関すること (2) 健康増進に関すること (3) 食育の推進に関すること (4) 観光と食関連産業の振興に関すること (5) 互いの情報発信に関すること	R5.9.16
223	経済部	企業立地課	旭川市と株式会社ビックボイスとの経済発展に関する連携協定	株式会社ビックボイス	両者が有する資源を有効に活用し相互に連携しながら円滑な事業活動が図られるよう基本事項を定めること、地域経済の発展に寄与することを目的とする。	次の事項について連携し、互いに協力する。 (1) U/Iターン採用や地元人材の採用等に関すること (2) 情報関連技術の普及啓発及び人材育成に関すること (3) 企業誘致の推進に関すること (4) その他、必要と認めること。	R3.12.2
224	経済部	旭川市旭山動物園	環境教育プログラム実施に関する協定書	北海道コカ・コーラボリング株式会社	基本協定第2条に定める「活力ある地域づくり、魅力ある観光空間づくり」、「コミュニティの形成」、「環境の保全や改善」のための具体的な協働プログラムの実施。	■協働プログラム名:「つながる輪(いのち)」 ■協働プログラム内容 参加者が堆肥づくりや農作物作りを通して、自身が感じたことをイベント等にて表現していく環境教育プログラム	H22.4.1
225	経済部	旭川市旭山動物園	生物多様性保全に関するマレーシア国サバ州野生生物局と旭川市旭山動物園との合意書	マレーシア国サバ州野生生物局(SWD)	SWDと旭川市旭山動物園は、双方の職員的能力開発、域内保全及び域外保全に関しての情報共有、ベルネオ・エシファン・サンチュエリ(BES)という、)の設立を含む共同保全計画に取り組む。	【旭川市旭山動物園の業務】 (1) BESの設立及び管理に協力的な支援を行う (2) 旭川市旭山動物園の園内で、SWDの職員が研修するときの便宜供与を行う (3) BESにおける関係に基づき、SWDと旭川市旭山動物園における動物の交換事業、プリーディングローン事業を行う (4) SWDの職員も含む、教育普及計画の策定を行う (5) サバ州でのBESの設立のために、資金計画や募金計画のプラットフォームを提供する 【SWDによって行われる業務】 (1) BESの設立及び管理に協力的な支援を行う (2) BESや域内保全に関して、旭川市旭山動物園の職員が研修するときの便宜供与を行う (3) サバ州が選定した野生生物種の域外保全を積極的に支援する (4) サバ州が選定した野生生物種の域内保全において職員との交換や配置を支援する (5) BESにおける関係に基づき、SWDと旭川市旭山動物園とは動物の交換、プリーディングローンを促進する	H22.2.10
226	経済部	旭川市旭山動物園	公益財団法人知床財団と旭川市の包括的な連携と協力に関する協定	公益財団法人知床財団	野生生物の共同調査・研究、環境教育など普及啓発事業に関する連携を進め、知床半島やその関連地域の生物多様性の保全に資することを目的とする。	(1) 野生生物の共同調査・研究、環境教育など普及啓発事業に関する事項 (2) 人材活用や相互職員研修に関する事項 (3) 施設の相互利用に関する事項	H23.2.14
227	経済部	旭川市旭山動物園	旭川市と酪農学園大学の包括的な連携と協力に関する協定	酪農学園大学	野生生物の共同調査/研究、環境教育など普及啓発事業に関する連携を進め、北海道及びアジア地域の生物多様性の保全に資することを目的とする。	(1) 野生生物の共同調査・研究、環境教育など普及啓発事業に関する事項 (2) 人材活用や相互職員研修に関する事項 (3) 施設の相互利用に関する事項	H23.9.5
228	経済部	旭川市旭山動物園	旭川市と生活協同組合コープさっぽろの協働に関する覚書	生活協同組合 コープさっぽろ	協働して旭川市民や旭川を訪れる人々が自然環境について考え、行動することにつながる仕組みづくりをする。	(1) 「人と自然の関係」について考えるきっかけづくり(地産地消、安心安全など) (2) 「自然と地球環境を守る」行動につながる仕組みづくり(CO2削減など)	H25.4.27
229	経済部	旭川市旭山動物園	台北市立動物園と旭川市旭山動物園の連携と協力に関する覚書	台北市立動物園	生物多様性の保全に係る今日の課題を共有し、それらの解決に向けた取組について協働することを目的とする。	(1) 野生生物の保全に係る調査・研究に関する事項 (2) 飼育動物の交換、プリーディングローンに関する事項 (3) 動物の生態や自然保護についての教育普及啓発に関する事項 (4) 職員の相互研修に関する事項 (5) 施設の相互利用に関する事項 (6) 「生物多様性保全に関するマレーシア・サバ州野生生物局と旭川市旭山動物園との合意書」に基づく取組において旭川市旭山動物園が担当する案件に係る事項	H27.9.6
230	経済部	旭川市旭山動物園	旭川市とNPO法人旭山動物園くらぶの協働による事業実施に関する協定	NPO法人旭山動物園くらぶ	野生生物と人との関わりのおり方について共に考え、野生生物と人が共生する環境保全のために協働し、また、より強固なパートナーシップを構築し、旭山動物園の活動を充実することを目的とする。	(1) 環境保全や野生生物と人との関わりのおり方についての普及・啓発活動に関すること (2) 環境保全や野生生物と人との関わりのおり方についての教育活動及び人材の育成に関すること (3) 旭山動物園内環境の整備に関すること (4) 旭山動物園の実施するレクリエーション事業の充実に関すること (5) 旭山動物園のイメージを活かすまちづくりの取組に関すること	H27.9.15
231	経済部	旭川市旭山動物園	環境教育等の普及における連携と協力に関する覚書	・NPO法人C・C・C富良野自然塾 ・独立行政法人国立青少年振興機構国立大雪青少年交流の家	環境教育の普及啓発事業に関する連携を進め、自然生態系や環境問題に対する理解や行動の推進など生物多様性の保全に資することを目的とする。	(1) 環境教育の普及啓発事業に関する事項 (2) 人材活用や相互職員研修に関する事項 (3) 施設の相互利用に関する事項	H29.3.30
232	経済部	旭川市旭山動物園	自然体感! あらうんど大雪パートナーシップに関する覚書	・NPO法人C・C・C富良野自然塾 ・独立行政法人国立青少年振興機構国立大雪青少年交流の家 ・株式会社北海道ネイチャセンター ・然別湖ネイチャセンター ・認定NPO法人とんころ野外学校 ・NPO法人大雪山自然学校 ・オリックス自動車株式会社	大雪山連邦を囲む地域を核に、自然や自然環境を題材にした体験活動や教育活動、食や文化と自然との持続可能なつながりに関する取組をおし、自然の魅力や自然環境の大切さを伝え、人と自然が共生できる未来を築いていく。	(1) 施設・団体間における情報の共有と発信 (2) 施設・団体に所属する職員間の連携協力関係の構築 (3) 相互に発展していくための連携協力関係の構築	H30.6.27
233	経済部	旭川市旭山動物園	旭川市と国立大学法人岐阜大学応用生物科学部との動物園動物に係る研究及び教育に関する基本協定書	国立大学法人岐阜大学応用生物科学部	旭山動物園における飼育動物等に係る研究及び教育等の学術活動を一層発展・促進させると同時に、希少野生動物種の保全に更なる貢献を果たすことを目的とする。	(1) 旭山動物園における研究及び教育 (2) 岐阜大学が行う動物園に関する研究及び教育 (3) 希少野生動物種の保全に貢献する人材育成を目的とした人的交流 (4) 希少野生動物種の保全に関する市民への普及啓発活動	H30.7.1
234	経済部	旭川市旭山動物園	旭川市旭山動物園と国立大学法人岐阜大学応用生物科学部動物繁殖学研究室との動物園動物の保全繁殖に関する共同学術研究のための覚書	国立大学法人岐阜大学応用生物科学部動物繁殖学研究室	基本協定書の共同研究内容を定めるもの。	(1) 旭山動物園における飼育動物の繁殖生理及び繁殖行動に関する研究 (2) (1)の対象動物の試料採取と行動の観察記録 (3) 動物園動物の保全に関する研究に対して、関連資料や情報の交換及び(1)(2)の結果に基づく協議	H30.7.1

No.	部局	担当課	連携協定の名称	連携協定の相手方	協定の目的	協定の内容	締結年月日
235	経済部	旭川市旭山動物園	ボルネオの生物多様性の保全に関する活動のための連携と協力に関する覚書	・豊橋市(豊橋総合動植物公園) ・福岡市(福岡市動物園) ・鹿児島市(鹿児島市平川動物公園) ・形勢高原リゾート開発株式会社 ・株式会社どうぶつ王国 ・特定非営利活動法人ボルネオ保全トラストジャパン	ボルネオの生物多様性の保全に係る今日的課題を共有し、それらの解決に向けた取組について協働する。	(1)野生生物の保全に係る調査・研究に関する事項 (2)野生生物の域内保全・域外保全に係る活動に関する事項 (3)動物の生態や自然保護についての教育普及啓発に関する事項 (4)職員相互研修に関する事項 (5)施設の相互利用に関する事項 (6)「生物多様性保全に関するマレーシア・サバ州野生生物局と旭川市旭山動物園との合意書」に基づく取組に係る事項	H30.8.24
236	経済部	旭川市旭山動物園	コンテンツ利用等に関する協定書	KDDI株式会社	動物園の来園促進及び動物の生態研究、スマートフォンコンテンツサービスの運用について連携する。	(1)動物園内の撮影協力、撮影映像の提供 (2)動物及び動物園等に関する情報提供、イベント等機会の提供	R5.3.27
237	経済部	旭川市旭山動物園	ボルネオ保全プロジェクトとイオンリテール株式会社とのWAON発行に係る基本合意書	・豊橋市(豊橋総合動植物公園) ・福岡市(福岡市動物園) ・鹿児島市(鹿児島市平川動物公園) ・形勢高原リゾート開発株式会社 ・株式会社どうぶつ王国 ・特定非営利活動法人ボルネオ保全トラストジャパン ・イオンリテール株式会社	ボルネオ地域の生物多様性の保全に関する活動の支援。	(1)「ボルネオ保全WAON」の発行。 (2)相互連携、協力してボルネオにおける生物多様性保全活動の普及・啓発に努め、活動の円滑な推進を図る。	R1.10.1
238	経済部	旭川市旭山動物園	動物の毛髪・皮膚の構造及び機能の解析研究に関わる協定書	花王株式会社	本園で飼育しているゴマファザランの毛や髪の研究。	(1)研究題目 動物の毛髪・皮膚の構造や機能に関する研究 (2)研究内容 1. ゴマファザランのヒゲ・眉毛・体毛の形状変化の機構解明 2. その他の動物の毛髪・皮膚に関する聞き取り調査 (3)研究実施場所 旭山動物園／花王	R2.4.1
239	経済部	旭川市旭山動物園	ラッピング事業に関する覚書	旭川電気軌道株式会社	旭山動物園をデザインしたラッピングバスを共同制作し、市内を運行することにより、来園者への楽しさや期待感を提供する。	(1)令和2年8月から運転を開始。 (2)動物園行き路線を中心にバスを運行することとし、記事の関係上、同路線を運行できないときは、多くの市民の目に留まる市街地路線を運行。 (3)バスを5年間以上運行させる。	R2.7.13
240	経済部	旭川市旭山動物園	環境教育等の普及啓発における連携と協力に関する覚書	衆ぐのは命プロジェクト	環境教育の普及啓発事業に関する連携を進め、自然生態系や環境問題に対する理解や行動の促進など生物多様性の保全に資することを目的とする。	(1)マレーシア ボルネオ島の環境問題に関する環境教育等の普及啓発事業 (2)北海道の自然に関する環境教育等の普及啓発事業	R2.12.12
241	経済部	旭川市旭山動物園	協定書(こども牧場事業への協力に関する協定)	・花王株式会社 ・株式会社バナックス	旭山動物園こども牧場で行われる動物とのふれあい体験を通じ生き物への優しい気持ちを生じさせる事業への協力に関する内容を定めるもの。	(1)こども牧場への案内誘導目的の案内板の設置及び維持管理 (2)手洗い啓発看板、ポスターの掲示による動物を触った後の対応の正しい知識の提供 (3)こども牧場の手洗い洗浄料の提供並びに洗浄料設置台、ポスター、看板灯の設置及び維持管理 (4)こども牧場事業の啓発	R3.6.1
242	観光スポーツ部	観光課	観光協定	一般社団法人日本自動車連盟	イベントの実施協力や各種情報共有等、旭川市の観光振興に効果を見込むことが出来るため。	地域の観光振興に関すること、及びそれ以外の地域振興に関すること、その他協議して決定したことについて協力し活動する。	H27.4.23
243	観光スポーツ部	観光課	魅力的なまちづくりに関する基本協定書	北海道コカ・コーラボリング株式会社	各々が有する魅力ある資源・ノウハウ・リソース等を活用し、個性的で競争力ある都市の実現、コミュニティの充実強化、周辺地帯の相互連携、情報通信機能の整備等に向け、協働して事業を実施することを目的とする。	次に掲げる事項のうち、具体的な実施内容・役割等に関し、相互が合意した事業を協働して実施する。 (1)活力ある地域づくり、魅力ある観光空間づくりに関するもの。 (2)地域情報ネットワークの構築に関するもの (3)社会のセーフティネットの構築に関するもの (4)地域の安全・安心の確保に関するもの (5)コミュニティの形成促進に関するもの (6)環境の保全や改善に関するもの	H20.4.10
244	観光スポーツ部	観光課	地域活性化起業人制度に関する協定	株式会社阪急交通社	連携協定先のノウハウや知見を活かしながら、地域独自の魅力や価値の向上等につながる事業に従事してもらうことで、地域活性化を図ることを目的とする。	職員を派遣してもらい、大雪かみインタラDMOが管轄する圏域の観光振興業務に従事してもらう。	R6.4.1
245	観光スポーツ部	スポーツ推進課	旭川市と株式会社コンサドーレ及び一般社団法人コンサドーレ北海道スポーツクラブとの包括連携協定	①株式会社コンサドーレ ②一般社団法人コンサドーレ北海道スポーツクラブ	包括的な相互連携を行うことにより、スポーツを通じた旭川市の地域活性化及び互いの課題解決を図ることを目的とする。	次に掲げる内容について相互連携するものとする。 (1)スポーツによるまちづくりに関すること (2)スポーツ振興及び健康増進に関すること (3)環境保全、ゼロカーボンに関すること (4)教育の推進に関すること (5)観光の振興に関すること (6)互いの情報発信に関すること (7)その他、前条の目的を達成するために必要な事業に関すること	R4.9.19
246	観光スポーツ部	スポーツ推進課	旭川市・北海道オール・オリンピックズ包括連携協定書	北海道オール・オリンピックズ	スポーツを通じて健康で豊かな生活の形成と魅力ある人づくりや地域づくりを推進し、明るく豊かなまちづくりを目指す。	次の事項について連携し協力する。 (1)オリンピック・ムーブメント推進事業に関すること (2)2030年冬季オリンピック・パラリンピックの招致に関すること (3)スポーツ振興及び障がい者スポーツ振興に関すること (4)青少年の健全育成に関すること (5)市民の健康づくりに関すること (6)スポーツツーリズムに関すること (7)地域の活性化に関すること (8)その他、上記の項目の達成に必要な事項	R4.8.7
247	観光スポーツ部	スポーツ推進課	北海道キリンビバレッジ株式会社と旭川市との笑顔づくりのパートナー協定	北海道キリンビバレッジ株式会社	本協定は、スポーツ及び文化芸術活動等の分野において協働してまちづくりに関する事業に取り組むことで本市における豊かで楽しい地域社会を醸成し、市民の感動や喜びの笑顔を広げることを目指す。	次の各号に掲げる事項について、協働して事業に取り組みます。 (1)スポーツ・レクリエーションの振興に関すること (2)文化芸術及び学習活動の振興に関すること (3)文化の他、甲、乙双方の協議により必要と認められる事項に関すること	H24.2.8
248	観光スポーツ部	スポーツ推進課	株式会社VOREAS、一般社団法人北海道バレーボールクラブ、公益財団法人旭川市体育協会及び旭川市との協力協定	①株式会社VOREAS ②一般社団法人北海道バレーボールクラブ ③公益財団法人旭川市体育協会(現 旭川市スポーツ協会)	スポーツを通じた地域貢献に協力して取り組むことを目的とする。	それぞれが実施する次の各号に掲げる事項について、4者が対等な関係のもと協議を行い、役割を分担し、相互に協力して事業を実施するものとする。 (1)スポーツの振興に関すること。 (2)教育及び生涯学習の振興に関すること。 (3)地域の活性化に関すること。 (4)その他4者の協議により必要と認められる事項。	H30.2.8
249	観光スポーツ部	スポーツ推進課	旭川市、香港スキー連盟及び株式会社JTBとのスポーツツーリズムを通じた観光振興と地域活性化に関する連携協定	①香港スキー連盟 ②株式会社JTB	香港におけるスキーの競技力向上及び普及を目指すとともに、旭川市のスポーツツーリズムを推進することによる地域の観光振興及び活性化を図ること並びに相互の交流を促進することを目的とする。	次に掲げる内容について相互連携するものとする。 (1)香港からのスキー会館等の受入体制構築に関すること (2)香港市場における旭川市の魅力発信に関すること (3)旭川大雪圏域の良質な雪を中心としたファンマーケティングに関すること (4)滞在期間中における地域の人々との交流の推進に関すること (5)その他、前条の目的を達成するために必要な事業に関すること	R5.12.19
250	農政部	農業振興課	泉大津市と旭川市との農業連携協定書	大阪府泉大津市	農業を通じた連携による相互の地域の持続的な発展に向け、甲乙それぞれが有するリソースを有効活用し、地域課題の解決及び地域の活性化を図ることを目的とする。	目的を達成するために旭川市と泉大津市は次の事項について連携し、協力する。 (1)農業を通じた連携による持続可能なまちづくりに関すること (2)環境保全型農業の実現に関すること (3)資源循環型農業の実現に関すること (4)農業を通じた連携による交流・関係人口の創出に関すること (5)前各号に定めるもののほか、相互の地域活性化及び持続的発展に資する取組に関すること	R5.8.24
251	農政部	農林整備課	旭川市と株式会社つうけんととの森林づくり活動協定	株式会社つうけん	旭川市内において森林づくり活動を通じたゼロカーボン北海道の推進及び森林の持つ公益的機能の強化推進を図る。	旭川市森林整備計画に準拠した森林づくり活動	R6.2.6

No.	部局	担当課	連携協定の名称	連携協定の相手方	協定の目的	協定の内容	締結年月日
252	農政部	農業センター	ナスの養液栽培試験に係る研究協力契約 研究協定書	地方独立行政法人北海道立総合研究機構	養液栽培技術の高度化となすにおける活用技術の開発に関する研究協力	以下の研究課題に関する研究協力 1 簡易水モーターリフティングシステムおよび日射比例灌水システムの開発 2 養液栽培によるなすの高品質安定生産技術の開発	R6.5.29
253	建築部	建築指導課	空家等の対策の推進に係る連携協力に関する協定書	旭川司法書士会	専門的な知識や見解等を必要とする相続問題の解決及び流通の促進に関するより一層の協力体制を構築し、空家等対策に関する施策を総合的に実施するため	旭川市内にある空家等における相続問題等の解決に向け、連携して対応する。 (1)空家等の所有者等からの相続問題等に関する相談対応 (2)空家等における相続問題等に関する相談窓口の周知(市) (3)空家等における相続問題等の解決に向けた相談(市→司法書士会) (4)空家等における相続問題等の解決に向けた助言、支援等(司法書士会→市)	H30.4.25
254	建築部	建築指導課	空家等の対策の推進に係る連携協力に関する協定書	公益社団法人北海道宅地建物取引業協会旭川支部	専門的な知識や見解等を必要とする相続問題の解決及び流通の促進に関するより一層の協力体制を構築し、空家等対策に関する施策を総合的に実施するため	旭川市内にある空家等の流通の促進に関し、空家等の売却や賃貸などを希望する所有者、管理者その他の関係者からの相談等に連携して対応する。 (1)空家等への売却や賃貸などを希望する所有者等からの相談対応 (2)空家等における売却、賃貸等に関する相談窓口の周知(市) (3)空家等における売却、賃貸等に関する問題の解決に向けた相談(市→宅建協会) (4)空家等における相続問題等の解決に向けた支援(宅建協会→市)	H30.4.25
255	土木部	土木管理課	1条通8丁目右歩道ロードヒーティングに係る費用負担協定	株式会社ツルハ	1条通8丁目右歩道電熱線式ロードヒーティングの所有者である旭川市と利用者との間で、ロードヒーティングに係る費用負担について定め、効果的な運用を図ることを目的とする。	・対象区域に係るロードヒーティングの電力需給開始の日から効力が生じるものとし、その期間は本協定の効力が生じた日から起算して1年間とする。 ・対象区域に係るロードヒーティングの稼働に伴う電気料金は利用者の負担とし、北海道電力株式会社からの請求により、利用者が北海道電力株式会社へ支払うものとする。 ・ロードヒーティングの管理、修繕及び運転は旭川市が行い、その方法は旭川市の判断で行う。	R5.3.3
256	土木部	土木管理課	1条通9丁目線右歩道ロードヒーティングに係る費用負担協定	株式会社アールワンホスピタリティ	1条通8丁目右歩道電熱線式ロードヒーティングの所有者である旭川市と利用者との間で、ロードヒーティングに係る費用負担について定め、効果的な運用を図ることを目的とする。	・対象区域に係るロードヒーティングの電力需給開始の日から効力が生じるものとし、その期間は本協定の効力が生じた日から起算して1年間とする。 ・対象区域に係るロードヒーティングの稼働に伴う電気料金は利用者の負担とし、北海道電力株式会社からの請求により、利用者が北海道電力株式会社へ支払うものとする。 ・ロードヒーティングの管理、修繕及び運転は旭川市が行い、その方法は旭川市の判断で行う。	R4.12.8
257	土木部	土木管理課	1条通8丁目左歩道ロードヒーティングに係る費用負担協定	株式会社ビジョナリー	1条通8丁目左歩道電熱線式ロードヒーティングの所有者である旭川市と利用者との間で、ロードヒーティングに係る費用負担について定め、効果的な運用を図ることを目的とする。	・対象区域に係るロードヒーティングの電力需給開始の日から効力が生じるものとし、その期間は本協定の効力が生じた日から起算して1年間とする。 ・対象区域に係るロードヒーティングの稼働に伴う電気料金は利用者の負担とし、北海道電力株式会社からの請求により、利用者が北海道電力株式会社へ支払うものとする。 ・ロードヒーティングの管理、修繕及び運転は旭川市が行い、その方法は旭川市の判断で行う。	R5.10.17
258	土木部	土木管理課	1条通7丁目左歩道ロードヒーティングに係る費用負担協定	株式会社SHIN-SEN-GUMI	1条通7丁目左歩道電熱線式ロードヒーティングの所有者である旭川市と利用者との間で、ロードヒーティングに係る費用負担について定め、効果的な運用を図ることを目的とする。	・対象区域に係るロードヒーティングの電力需給開始の日から効力が生じるものとし、その期間は本協定の効力が生じた日から起算して1年間とする。 ・対象区域に係るロードヒーティングの稼働に伴う電気料金は利用者の負担とし、北海道電力株式会社からの請求により、利用者が北海道電力株式会社へ支払うものとする。 ・ロードヒーティングの管理、修繕及び運転は旭川市が行い、その方法は旭川市の判断で行う。	H27.12.1
259	土木部	土木管理課	1条通8丁目右歩道ロードヒーティングに係る費用負担協定	合同会社エイ・ケイ・ジェイパートナーズ・トゥエルブ	1条通8丁目右歩道電熱線式ロードヒーティングの所有者である旭川市と利用者との間で、ロードヒーティングに係る費用負担について定め、効果的な運用を図ることを目的とする。	・ロードヒーティングの稼働期間は、12月1日から翌年の3月31日までとする。ただし、気候条件等により旭川市の判断で稼働期間を変更できるものとする。 ・対象区域に係るロードヒーティングの稼働に伴う電気料金は利用者の負担とし、北海道電力株式会社からの請求により、旭川市、利用者の各々が北海道電力株式会社へ支払うものとする。 ・ロードヒーティングの維持管理、修繕及び運転は旭川市が行い、その方法は旭川市の判断で行う。	H27.12.1
260	土木部	土木管理課	昭通線歩道ロードヒーティングに係る費用負担協定	合同会社おばんざい屋ふう	昭通線歩道電熱線式ロードヒーティングの設置者である旭川市と利用者との間で、ロードヒーティングに係る費用負担について定め、効果的な運用を図ることを目的とする。	・対象区域に係るロードヒーティングの電力需給開始の日から効力が生じるものとし、その期間は本協定の効力が生じた日から起算して1年間とする。 ・対象区域に係るロードヒーティングの稼働に伴う電気料金は利用者の負担とし、北海道電力株式会社からの請求により、利用者が北海道電力株式会社へ支払うものとする。 ・ロードヒーティングの管理、修繕及び運転は旭川市が行い、その方法は旭川市の判断で行う。	R3.10.29
261	土木部	土木管理課	昭通線歩道ロードヒーティングに係る費用負担協定	吉田商事株式会社	昭通線歩道電熱線式ロードヒーティングの設置者である旭川市と利用者との間で、ロードヒーティングに係る費用負担について定め、効果的な運用を図ることを目的とする。	・対象区域に係るロードヒーティングの電力需給開始の日から効力が生じるものとし、その期間は本協定の効力が生じた日から起算して1年間とする。 ・対象区域に係るロードヒーティングの稼働に伴う電気料金は利用者の負担とし、北海道電力株式会社からの請求により、利用者が北海道電力株式会社へ支払うものとする。 ・ロードヒーティングの管理、修繕及び運転は旭川市が行い、その方法は旭川市の判断で行う。	R5.11.14
262	土木部	土木管理課	宮下通線歩道ロードヒーティングに係る費用負担協定	株式会社リアルワン	宮下通線歩道電熱線式ロードヒーティングの所有者である旭川市と利用者との間で、ロードヒーティングに係る費用負担について定め、効果的な運用を図ることを目的とする。	・対象区域に係るロードヒーティングの電力需給開始の日から効力が生じるものとし、その期間は本協定の効力が生じた日から起算して1年間とする。 ・対象区域に係るロードヒーティングの稼働に伴う電気料金は利用者の負担とし、北海道電力株式会社からの請求により、利用者が北海道電力株式会社へ支払うものとする。 ・ロードヒーティングの管理、修繕及び運転は旭川市が行い、その方法は旭川市の判断で行う。	R1.12.27
263	土木部	土木管理課	昭通線歩道ロードヒーティングに係る費用負担協定	吉田 茂	昭通線歩道電熱線式ロードヒーティングの設置者である旭川市と利用者との間で、ロードヒーティングに係る費用負担について定め、効果的な運用を図ることを目的とする。	・対象区域に係るロードヒーティングの電力需給開始の日から効力が生じるものとし、その期間は本協定の効力が生じた日から起算して1年間とする。 ・対象区域に係るロードヒーティングの稼働に伴う電気料金は利用者の負担とし、北海道電力株式会社からの請求により、利用者が北海道電力株式会社へ支払うものとする。 ・ロードヒーティングの管理、修繕及び運転は旭川市が行い、その方法は旭川市の判断で行う。	R1.12.3
264	土木部	土木管理課	昭通線歩道ロードヒーティングに係る費用負担協定	株式会社吉竹本社	昭通線歩道電熱線式ロードヒーティングの設置者である旭川市と利用者との間で、ロードヒーティングに係る費用負担について定め、効果的な運用を図ることを目的とする。	・対象区域に係るロードヒーティングの電力需給開始の日から効力が生じるものとし、その期間は本協定の効力が生じた日から起算して1年間とする。 ・対象区域に係るロードヒーティングの稼働に伴う電気料金は利用者の負担とし、北海道電力株式会社からの請求により、利用者が北海道電力株式会社へ支払うものとする。 ・ロードヒーティングの管理、修繕及び運転は旭川市が行い、その方法は旭川市の判断で行う。	H14.11.29
265	土木部	土木管理課	昭通線歩道ロードヒーティングに係る費用負担協定	株式会社吉竹本社	昭通線歩道電熱線式ロードヒーティングの設置者である旭川市と利用者との間で、ロードヒーティングに係る費用負担について定め、効果的な運用を図ることを目的とする。	・対象区域に係るロードヒーティングの電力需給開始の日から効力が生じるものとし、その期間は本協定の効力が生じた日から起算して1年間とする。 ・対象区域に係るロードヒーティングの稼働に伴う電気料金は利用者の負担とし、北海道電力株式会社からの請求により、利用者が北海道電力株式会社へ支払うものとする。 ・ロードヒーティングの管理、修繕及び運転は旭川市が行い、その方法は旭川市の判断で行う。	H14.11.29
266	土木部	土木管理課	昭通線歩道ロードヒーティングに係る費用負担協定	株式会社丸一山田薬器店	昭通線歩道電熱線式ロードヒーティングの設置者である旭川市と利用者との間で、ロードヒーティングに係る費用負担について定め、効果的な運用を図ることを目的とする。	・対象区域に係るロードヒーティングの電力需給開始の日から効力が生じるものとし、その期間は本協定の効力が生じた日から起算して1年間とする。 ・対象区域に係るロードヒーティングの稼働に伴う電気料金は利用者の負担とし、北海道電力株式会社からの請求により、利用者が北海道電力株式会社へ支払うものとする。 ・ロードヒーティングの管理、修繕及び運転は旭川市が行い、その方法は旭川市の判断で行う。	R3.10.25
267	土木部	土木管理課	昭通線歩道ロードヒーティングに係る費用負担協定	株式会社 G→revolution	昭通線歩道電熱線式ロードヒーティングの設置者である旭川市と利用者との間で、ロードヒーティングに係る費用負担について定め、効果的な運用を図ることを目的とする。	・対象区域に係るロードヒーティングの電力需給開始の日から効力が生じるものとし、その期間は本協定の効力が生じた日から起算して1年間とする。 ・対象区域に係るロードヒーティングの稼働に伴う電気料金は利用者の負担とし、北海道電力株式会社からの請求により、利用者が北海道電力株式会社へ支払うものとする。 ・ロードヒーティングの管理、修繕及び運転は旭川市が行い、その方法は旭川市の判断で行う。	R2.12.11
268	土木部	土木管理課	昭通線歩道ロードヒーティングに係る費用負担協定	有限会社ステップカンパニー	昭通線歩道電熱線式ロードヒーティングの設置者である旭川市と利用者との間で、ロードヒーティングに係る費用負担について定め、効果的な運用を図ることを目的とする。	・対象区域に係るロードヒーティングの電力需給開始の日から効力が生じるものとし、その期間は本協定の効力が生じた日から起算して1年間とする。 ・対象区域に係るロードヒーティングの稼働に伴う電気料金は利用者の負担とし、北海道電力株式会社からの請求により、利用者が北海道電力株式会社へ支払うものとする。 ・ロードヒーティングの管理、修繕及び運転は旭川市が行い、その方法は旭川市の判断で行う。	H25.12.6
269	土木部	土木管理課	昭通線歩道ロードヒーティングに係る費用負担協定	株式会社ケン・マネジメントキゼン北海道	昭通線歩道電熱線式ロードヒーティングの設置者である旭川市と利用者との間で、ロードヒーティングに係る費用負担について定め、効果的な運用を図ることを目的とする。	・対象区域に係るロードヒーティングの稼働に伴う電気料金は利用者の負担とし、北海道電力株式会社からの請求により、利用者が北海道電力株式会社へ支払うものとする。 ・ロードヒーティングの管理、修繕及び運転は旭川市が行い、その方法は旭川市の判断で行う。	H25.12.6

[illegible]

No.	部局	担当課	連携協定の名称	連携協定の相手方	協定の目的	協定の内容	締結年月日
288	土木部	土木管理課	旭川駅前広場における占用物等の取り扱いに関する確認書	北海道旅客鉄道株式会社及び北海道ジェイ・アール都市開発株式会社	旭川駅前広場の管理運営に関する協定書第7条に基づき、北海道ジェイ・アール都市開発株式会社が駅前広場に設置する定置物と関連するもの所有する広場施設及び駅前広場西側に隣接する北海道ジェイ・アール都市開発株式会社の所有建物に関する取り扱いを定めるものとする。	・北海道ジェイ・アール都市開発株式会社の占用物の点検、清掃、雪底及び氷柱の除去、小規模修繕等の機能維持、並びに補修、部分的な変更等の保守工事は、北海道ジェイ・アール都市開発株式会社の責任と負担において行うものとする。 ・北海道ジェイ・アール都市開発株式会社の占用物の工事に伴い、北海道ジェイ・アール都市開発株式会社が一時撤去する旭川市所有財産であるロードヒーティング及びインターロッキングブロックを北海道ジェイ・アール都市開発株式会社の責任と負担において原状回復するものとする。 ・西側動線部分の除排雪に關し、旭川市所有のロードヒーティングの運転にかかる都市ガス料金は北海道ジェイ・アール都市開発株式会社が負担するものとする。	H26.12.15
289	土木部	土木管理課	電気通信設備の移転等に関する基本協定	東日本電信電話株式会社北海道事業部及びエヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社	旭川市と東日本電信電話株式会社北海道事業部及びエヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社は、旭川市が行う道路工事に支障となる電気通信設備の移転等に要する費用の負担に關し、定めたものである。	・道路の区域内にある電気通信設備について、旭川市が道路法第71条第2項第1号の規定による移転等の措置を行う場合の当該移転等に要する費用は、相手方（東日本電信電話株式会社北海道事業部及びエヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社）が負担するものとする。 ・道路の区域内にある電気通信設備について、市が道路法第71条第2項第2号若しくは第3号の規定による移転等の措置を行う場合の当該移転等に要する費用は、旭川市が負担するものとする。 ・道路の区域外にある電気通信設備について、道路工事のため新たに道路の区域内に入ることとなることに伴い、市の求めに応じ道路の区域内において移転等を行う場合の当該移転等に要する費用は、旭川市と相手方（東日本電信電話株式会社北海道事業部及びエヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社）双方において各々2分の1ずつ負担するものとする。	H27.2.23
290	土木部	土木管理課	アダプトプログラム協定	緑道ワークス	7条公園通縁に植栽した樹木の維持管理及び清掃を行い、道路への愛着を深め快適なまづりを推進するための活動が円滑にできるように、その内容等について定めることを目的とする。	(1)緑道ワークスが行う活動 ・歩道の清掃、街路樹の落ち葉集積、散水などの美化・緑化活動 ・アダプト活動に際し発生したごみの適正処理 ・旭川市の指定する保険への加入 ・大型ごみ、有害ごみを発見した際の旭川市へ報告 (2)旭川市が行う活動 ・清掃用具などの貸与 ・保険加入・費用の負担 ・アダプト活動のサインボード設置（維持管理は緑道ワークス）	H27.6.19
291	土木部	土木管理課	7条公園通縁道路施設の維持管理等に關する協定	旭川平和通商店街振興組合及び旭川平和通三和商店街振興組合	旭川市が7条公園通縁に設置するコンセントポールについて、旭川平和通商店街振興組合及び旭川平和通三和商店街振興組合と協力して管理を行うことにより、適正な管理運営を確保することを目的とする。	・旭川市がコンセントポールの維持及び修繕を行うものとする。 ・旭川平和通商店街振興組合及び旭川平和通三和商店街振興組合が使用に関すること、日常的点検、清掃等の管理を行うものとする。 ・コンセントポールは、公共的又は文化的利用その他これらに類する利用の場合に使用できるものとする。	H28.4.1
292	土木部	土木管理課	旭川市と国立研究開発法人土木研究所寒地土木研究所との土木技術に関する連携・協力協定	国立研究開発法人土木研究所寒地土木研究所	旭川市と国立研究開発法人土木研究所寒地土木研究所が、土木技術に關し、包括的な連携の下、相互に協力することにより、旭川市における良質な社会資本の効率的な整備及び管理並びに北海道の開発の推進に資することを目的とする。	1 国立研究開発法人土木研究所寒地土木研究所は、土木技術に關して、次に掲げる事項の実施に努める。 一 旭川市に対する災害時の技術的支援 二 旭川市の業務に關する技術指導及び技術協力 三 地域における技術力の向上及び技術者の育成 2 旭川市及び国立研究開発法人土木研究所寒地土木研究所は、土木技術に關する調査研究及び技術開発並びに研究成果の普及、その他の前条の目的の達成に必要な事項について連携・協力する。 3 前2項に掲げる事項については、旭川市の条例及び国立研究開発法人土木研究所寒地土木研究所の規程等を通じ、実施するものとする。ただし、これにより難い場合は、両者協議の上、別に定めるものとする。	H29.2.2
293	土木部	土木管理課	平和通歩行者専用道路施設・物件の維持管理等に關する協定	旭川平和通商店街振興組合及び旭川平和通三和商店街振興組合	平和通歩行者専用道路における旭川市が設置した施設・物件及び路面の維持管理等を旭川平和通商店街振興組合及び旭川平和通三和商店街振興組合と協力し、平和通歩行者専用道路の適正な管理運営を確保することを目的とする。	(車止め)地先店舗の営業に供する車両の出入り時の一時的な撤去、商店街が担当するイベント時の一時的な撤去（フアポート）植栽及び植栽の管理、冬囲い及びその撤去 (標識柱・信号機柱)柱の清掃 (照明灯・歩道ライト・ロードヒーティング・壁・電柱)清掃 (敷物)敷物・水飲み台・冬服の準備及び関連する作業、消耗品の交換 (街路樹)簡易な剪定を含む日常的な手入れ、樹木の消毒 (路面の清掃)専用道路の部分（落葉拾いを含む。ただし、路面への落書き等の除去は除く。）	H14.11.29
294	土木部	土木管理課	昭和通線歩道ロードヒーティングに係る費用負担協定	華協閣	昭和通線歩道電熱線式ロードヒーティングの設置である旭川市と利用者との間で、ロードヒーティングに係る費用負担について定めて、効果的な運用を図ることを目的とする。	・対象区域に係るロードヒーティングの電力需給開始の日から効力が生じるものとし、その期間が1年間となる ・対象区域に係るロードヒーティングの稼働に伴う電気料金は利用者の負担とし、北海道電力株式会社からの請求により、利用者が北海道電力株式会社へ支払うものとする。 ・ロードヒーティングの管理、修繕及び運転は旭川市が行い、その方法は旭川市の判断で行う。	H24.1.14
295	土木部	土木管理課	昭和通線歩道ロードヒーティングに係る費用負担協定	有限会社 フリモグループ	昭和通線歩道電熱線式ロードヒーティングの設置である旭川市と利用者との間で、ロードヒーティングに係る費用負担について定めて、効果的な運用を図ることを目的とする。	・対象区域に係るロードヒーティングの稼働に伴う電気料金は利用者の負担とし、北海道電力株式会社からの請求により、利用者が北海道電力株式会社へ支払うものとする。 ・ロードヒーティングの管理、修繕及び運転は旭川市が行い、その方法は旭川市の判断で行う。	H19.9.6
296	土木部	公園みどり課	北彩都ガーデン利活用推進に關する協定	旭川トヨタ自動車株式会社	相互に連携しながら北彩都ガーデンの利活用を推進することで、中心市街地を活性化し、旭川市の魅力的なまちづくりに資することを目的とする。	次の各号に掲げる事項を連携して取り組むものとする。 (1)北彩都ガーデンの多様な利活用を促すこと (2)北彩都ガーデンでの市民活動を支援すること (3)旭川市及び北彩都ガーデンの機能向上に關すること (4)その他、北彩都ガーデンの利活用推進及び旭川市民のサービス向上に關すること	R2.11.25
297	消防本部	市民安心課	旭川市高齢者防火訪問事業に係る協定	旭川市民生委員児童委員連絡協議会	高齢者が安全で安心して暮らせる生活の確保に資するとともに、災害時における救援、救援体制の充実強化を目的とした旭川市高齢者防火訪問事業を実施するに当たり、対象者を正確に把握すること、効果的かつ効果的に事業を推進することを目的とする。	旭川市民生委員児童委員連絡協議会に所属する民生委員児童委員に委嘱されている者は、旭川市が資する「旭川市高齢者防火訪問事業対象候補者名簿」を閲覧し、これまでの間に民生委員児童委員の職務で知り得た情報を基に、名簿に記載された者が高齢者防火訪問事業実施要綱第4条第1項に規定する対象者に該当するか否かを確認し、その結果等を名簿に記入し報告するもの。	H24.5.1
298	消防本部	予防指導課	消火薬剤利替等補助事業の実施に關する協定	一般社団法人北海道消防設備協会旭川支部	一般社団法人が実施する「初期消火協力者への消火薬剤利替等補助事業」の実施に關し、消防機関が必要な協力を行うことを目的とするものである。	旭川市は、一般社団法人北海道消防設備協会旭川支部が実施する補助事業の実施に關し、次の事項について旭川市及び北彩都ガーデンの機能向上に關すること (1)旭川市内における火災に際し、補助対象者を覚知した場合における補助対象者への補助事業の説明 (2)補助申請手続の支援	H25.3.27
299	消防本部	予防指導課	消防用設備等の点検結果報告の情報提供に係る協定	公益社団法人北海道宅地建物取引業協会旭川支部	共同住宅等における消防法令の遵守を徹底することにより、住民生活の安全・安心を確保することを目的とする。	次の各号に掲げる事項について取り組むものとする。 (1)旭川市（以下「甲」という。）は相手方（以下「乙」という。）の会員からの申し出により、次の事項について情報提供をするものとする。 ア 最新消防用設備等の点検結果報告（以下「点検報告」という。）日 イ 次回の点検報告日 ウ 点検報告が必要な消防用設備等 (2)乙は、本協定において、乙の会員に対して周知及び広報するものとする。 (3)乙の会員は、本協定により甲から提供された情報について、当該会員自らが仲介し、又は管理する物件の所有者等に対して周知するとともに、重要事項説明の項目として最新点検報告日を書面に追加記載することができる。	H30.2.16
300	消防本部	警防課	高速自動車国道救急・救助活動等に關する協定書	一般社団法人 旭川市医師会	「高速自動車国道事故等対策要綱」に基づき旭川市が行う救急・救助活動等に対する一般社団法人旭川市医師会の協力に關し必要な事項を定めるもの	医師等は、「事故等対策現地本部」と連絡調整の上、事故等現場又は設置された救護所において次の医療救護活動を行うものとする。 (1)傷病者に対する応急処置及び医療 (2)傷病者等の収容医療機関への搬送の要否、搬送順位及び搬送先の決定 (3)死亡の確認	R6.4.1
301	消防本部	警防課	旭川空港及びその周辺における消火救難活動に關する協定	北海道エアポート株式会社 大雲消防組合管理者	空港及びその周辺における航空機に関する火災若しくは空港におけるその他の火災又はそれらの発生のおそれのある事態に際し、北海道エアポート株式会社と旭川市消防本部及び大雲消防組合消防本部が緊密な協力のもとに、大規模な火災救難活動を実施し、被害の防止または軽減を図ることを目的とする。	・空港の管理区域内における緊急事態の火災救難活動は、北海道エアポート株式会社が第1次対応であり、旭川市消防本部及び大雲消防組合消防本部は必要に応じて出動し対応する。 ・空港周辺（空港の端点から半径9キロメートル圏内の区域）における緊急事態の火災救難活動は、旭川市消防本部及び大雲消防組合消防本部のうち、当該緊急事態の発生場所を管轄区域とする消防本部が第1次対応にあたり、北海道エアポート株式会社及び当該緊急事態の発生場所を管轄区域としない消防本部は、必要に応じて出動し対応する。	R2.9.30
302	消防本部	警防課	火災等発生時における高所消防活動業務に關する協定	株式会社クマザキ電工	火災等が旭川市消防本部管轄区域内で発生した場合において、旭川市が株式会社クマザキ電工に要請する業務に係る手続き等を定める。	次の各号に掲げる業務について、株式会社クマザキ電工は、所有する高所作業車を使用して旭川市が行う消防活動に協力するものとする。 (1)人命救助活動業務 (2)消火活動業務 (3)その他火災等発生時における消防活動において、株式会社クマザキ電工の協力が必要と認められた業務	H26.8.20
303	社会教育部	文化振興課	井上靖記念事業の実施に關する協定	一般財団法人井上靖記念文化財団	旭川で生まれた故井上靖の業績と遺志を継承するため、旭川市及び一般財団法人井上靖記念文化財団が協力して井上靖記念事業を行うことにより、文化の振興及び発展に 寄与することを目的とする。	・(協定の)目的を達成するため、互いに協力して事業を実施するものとする。 ・旭川市は、事業の実施に当たっては、関係団体から選出された委員で構成する実行委員会を設立するものとする。 ※協定には、事業の具体的内容を記載していない。実行委員会が協議の上、各具体的事業を実施している。	H28.6.20

No.	部局	担当課	連携協定の名称	連携協定の相手方	協定の目的	協定の内容	締結年月日
304	社会教育部	中央図書館	旭川医科大学と旭川市中央図書館との相互協力に関する協定	旭川医科大学図書館	医大図書館と市図書館の幅広い連携協力と、同館において所蔵する情報資源の有効な相互利用を通じ、同館利用者へのサービスを向上させ、教育・研究活動を支援し、地域の発展に寄与することを目的とする。	(1)図書館資料の相互貸借及び参考調査 (2)医大教員による共同講演会等の開催 (3)両館職員の資質向上のための研修及び相互交流 (4)その他図書館協力に関する事項	H22.9.14
305	上下水道部	総務課	日本水道協会北海道地方支部道北地区協議会災害時相互応援に関する協定	公益社団法人日本水道協会各会員(本市を含む32市町)の相互協定	地震、異常洪水等による水道災害において、被災都市の速やかな給水能力の回復のために地区間内の各会員相互間で行う応援活動について、必要な事項を定めることを目的とする。	地区管内において、水道施設に被害が発生した場合は、被災会員の応援要請に基づき、会員は被災会員に対して、応急給水作業、応急復旧作業、応急復旧用資材の提供、工事業者のあっせん等の応援活動を行う。	H19.8.1
306	上下水道部	総務課	公益社団法人日本水道協会北海道地方支部災害時相互応援に関する協定	①公益社団法人日本水道協会北海道地方支部長 ②公益社団法人日本水道協会道央地区協議会会長 ③公益社団法人日本水道協会道東地区協議会会長 ④公益社団法人日本水道協会道南地区協議会会長 ⑤公益社団法人日本水道協会道西地区協議会会長	地震、異常洪水等による水道災害において、公益社団法人日本水道協会北海道地方支部が、被災会員の速やかな給水能力の回復のために地方支部管内の各地区協議会相互間で行う応援活動について、必要な事項を定めることを目的とする。	地方支部管内において、水道施設に被害が発生した場合は、被災会員の応援要請に基づき、会員は被災会員に対して、応急給水作業、応急復旧作業、応急復旧用資材の提供、工事業者のあっせん等の応援活動を行う。	R1.7.19
307	上下水道部	総務課	災害時における応急対策業務に関する協定	一般社団法人旭川建設業協会	災害時において相互に協力して災害応急等対策を迅速かつ円滑に行うため。	旭川市の要請に基づき一般社団法人旭川建設業協会が従事する災害応急等対策業務は、次の各号に掲げる業務とする。 (1)内水排除活動業務 (2)浸水被害防止活動業務 (3)路面清掃、消毒活動業務 (4)取水改善活動業務 (5)第1号から第4号までの業務に必要な資機材等調達業務 (6)その他旭川市が必要と認めた業務	R16.1.11
308	上下水道部	総務課	水道災害時等給水支援基本協定	当麻町	水道災害時等において、水道事業の水道利用者へ相互に給水する。	水道災害時等において、水道事業の水道利用者へ相互に給水する。	H21.8.1
309	上下水道部	総務課	上下水道の危機発生時における応援に関する基本協定	一般財団法人 旭川市水道協会	危機発生時の上下水道の応急・復旧体制を強化し、円滑な応急対応を早期の復旧を図ることを目的とする。	地震、風水害、その他の危機が発生し、又は発生するおそれがあるときに、水道局が行う上下水道に係る応急対策、復旧対策等に対し、水道局の要請に基づき応援業務を行う。	H24.9.5
310	上下水道部	総務課	上下水道の危機発生時における応援に関する基本協定	旭川市管工事業協同組合	危機発生時の上下水道の応急・復旧体制を強化し、円滑な応急対応を早期の復旧を図ることを目的とする。	地震、風水害、その他の危機が発生し、又は発生するおそれがあるときに、水道局が行う上下水道に係る応急対策、復旧対策等に対し、水道局の要請に基づき応援業務を行う。	H24.9.5
311	上下水道部	総務課	上下水道の危機発生時における応援に関する基本協定	株式会社 テクノス北海道	危機発生時の上下水道の応急・復旧体制を強化し、円滑な応急対応を早期の復旧を図ることを目的とする。	地震、風水害、その他の危機が発生し、又は発生するおそれがあるときに、水道局が行う上下水道にかかる応急対策、復旧対策等に対し、水道局の要請に基づき応援業務を行う。	H24.9.5
312	上下水道部	経営企画課	基本協定書	鷹栖町	旭川市(甲)が鷹栖町(乙)の水道水を処理するため。	(1)甲と乙は、石狩川浄水場に関する水道施設を共同で設置する。 (2)甲は、乙の水道水を処理するに当たり、乙が必要とする施設完成時まで甲固有の水道施設を甲の事業計画に支障のない範囲で利用させることができる。	S63.4.1
313	上下水道部	管路管理課	千代ヶ岡第一水道組合の飲料水供給施設に係る応急給水に関する協定書	旭川市(乙) 千代ヶ岡第一水道組合(丙)	千代ヶ岡第一水道組合が管理する飲料水供給施設への応急給水に関し、必要な事項を定めることを目的とする。	千代ヶ岡第一水道組合からの応急給水の要請に対して、水道局の業務に支障が生じない範囲で給水に応じるものとする。	R4.3.30
314	上下水道部	水道施設課	基本協定	東神楽町(乙)	協定書に明記なし	甲は、乙が水道施設の一部を使用することを認めるものとし、乙はこれを使用し、管理するものとする。	H20.3.31
315	上下水道部	水道施設課	水道用水の応急給水に関する協定	日本製紙(株)北海道工場旭川事業所(乙)	協定書に明記なし	甲は、乙からの給水の要請に対して、甲の業務に支障が生じない範囲で給水に応じるものとする。	H20.9.1
316	上下水道部	水道施設課	水道用水供給協定	旭川市(乙) 北海道エアポート㈱旭川空港事業所(丙) 旭川空港水道利用組合(丁)	協定書に明記なし	甲は、甲が所有する配水施設から乙の施設を介して丁に水道用水を供給する。 乙は、丁を構成する者の、それぞれの施設まで配水設備を設置し、乙、丙及び丁は、その維持管理を行う。	R2.10.1
317	上下水道部	水道施設課	配水用ポリエチレン管の性状及び性能を確認するための試験に関する協定	配水用ポリエチレンパイプシステム協会(乙)	甲が過去に布設した配水用ポリエチレン管の性状及び性能を確認するための試験に関する必要な事項について定めることを目的とする。	甲及び乙は表に定める分担に従い、据上試験を実施する。	R5.6.19
318	上下水道部	下水道施設課	災害時における下水道管路施設の復旧支援協力に関する協定	①北海道(甲) ②150市町村(乙) ③(一社)日本下水道管路管理業協会(丙)	復旧支援協力に関して基本的な事項を定め、円滑な復旧支援の実施を図り、災害等により被災した下水道管路施設の機能の早期復旧を行うことを目的とする。	地震・豪雨その他の災害により被災した下水道管路施設の復旧に関し、各々では十分な応急対応を実施することができない場合において、甲及び乙の要請により、丙は必要な人員、機材等をもって復旧支援協力を行うものとする。 大規模災害等において、丙が人員等を調達するのに相当の時間を要すると認められる場合、支援の実施は協議の上で決定する。	H30.3.23
319	上下水道部	下水道施設課	災害時における下水道施設の技術支援協力に関する協定	①北海道(甲) ②150市町村(乙) ③(一社)全国上下水道コンサルタント協会北海道支部(丙)	災害時における技術支援協力に関する基本的事項を定め、被害の拡大防止に寄与し、下水道施設の早期復旧を行うことを目的とする。	地震・豪雨その他の災害時における被害状況の調査、応急復旧方法の検討、災害査定資料の作成等を、甲及び乙の要請により、丙を構成する会員は甲及び乙と業務委託契約を締結し、技術支援協力を行う。 大規模災害等において、丙が人員等を調達するのに相当の時間を要すると認められる場合、支援の実施は協議の上で決定する。	H30.3.23
320	上下水道部	下水道施設課	旭川広域圏下水道に関する協定書	①鷹栖町 ②東神楽町 ③当麻町 ④比布町 ⑤東川町	石狩川流域別下水道整備総合計画に基づく広域圏下水道の整備を図り、旭川広域圏の健全な発達及び公衆衛生の向上に寄与し、公共用水域の水質の保全に資することを目的とする。	旭川広域圏の6市町の区域における汚水を排除するため、西部下水終末処理場に接続する。共同使用する施設の設置、維持管理等に要する経費については使用する市町で負担する。	S56.1.23

No.	部局	担当課	連携協定の名称	連携協定の相手方	協定の目的	協定の内容	締結年月日
321	上下水道部	浄水課	石狩川浄水場(主要機器)の危機発生時における応急措置活動の協力に関する協定	株式会社日立製作所北海道支社	当該施設の危機発生時において、旭川市水道局の申請に基づき連携協定の相手方が実施する協力業務に対し、必要な事項を定めるものとする。	災害、故障、その他の危機(機器の停止等により浄水場の運営に重大な被害または影響を及ぼす事態)が発生し、または発生するおそれがあるときにおいて、当該施設の応急措置活動に対する協力を行うこと。	H27.3.2
322	上下水道部	浄水課	石狩川浄水場(主要機器)の危機発生時における応急措置活動の協力に関する協定	東芝インフラシステムズ株式会社北海道支社	当該施設の危機発生時において、旭川市水道局の申請に基づき連携協定の相手方が実施する協力業務に対し、必要な事項を定めるものとする。	災害、故障、その他の危機(機器の停止等により浄水場の運営に重大な被害または影響を及ぼす事態)が発生し、または発生するおそれがあるときにおいて、当該施設の応急措置活動に対する協力を行うこと。	H27.3.2
323	上下水道部	浄水課	忠別川浄水場(主要機器)の危機発生時における応急措置活動の協力に関する協定	東芝インフラシステムズ株式会社北海道支社	当該施設の危機発生時において、旭川市水道局の申請に基づき連携協定の相手方が実施する協力業務に対し、必要な事項を定めるものとする。	災害、故障、その他の危機(機器の停止等により浄水場の運営に重大な被害または影響を及ぼす事態)が発生し、または発生するおそれがあるときにおいて、当該施設の応急措置活動に対する協力を行うこと。	H27.3.2
324	上下水道部	浄水課	永山取水施設(主要機器)の危機発生時における応急措置活動の協力に関する協定	三菱電機プラントエンジニアリング株式会社	当該施設の危機発生時において、旭川市水道局の申請に基づき連携協定の相手方が実施する協力業務に対し、必要な事項を定めるものとする。	災害、故障、その他の危機(機器の停止等により浄水場の運営に重大な被害または影響を及ぼす事態)が発生し、または発生するおそれがあるときにおいて、当該施設の応急措置活動に対する協力を行うこと。	H27.3.2
325	上下水道部	浄水課	永山取水施設(主要機器)の危機発生時における応急措置活動の協力に関する協定	東芝インフラシステムズ株式会社北海道支社	当該施設の危機発生時において、旭川市水道局の申請に基づき連携協定の相手方が実施する協力業務に対し、必要な事項を定めるものとする。	災害、故障、その他の危機(機器の停止等により浄水場の運営に重大な被害または影響を及ぼす事態)が発生し、または発生するおそれがあるときにおいて、当該施設の応急措置活動に対する協力を行うこと。	H27.3.2
326	上下水道部	浄水課	石狩川浄水場(主要機器)の危機発生時における応急措置活動の協力に関する協定	三菱電機プラントエンジニアリング株式会社東日本本部北海道支社	当該施設の危機発生時において、旭川市水道局の申請に基づき連携協定の相手方が実施する協力業務に対し、必要な事項を定めるものとする。	災害、故障、その他の危機(機器の停止等により浄水場の運営に重大な被害または影響を及ぼす事態)が発生し、または発生するおそれがあるときにおいて、当該施設の応急措置活動に対する協力を行うこと。	H31.4.1
327	上下水道部	浄水課	『災害時における石油類燃料の優先供給に関する協定』に係る確認書	旭川地方石油販売業協同組合	災害発生時の対応に必要な石油類燃料の優先供給に関しては、旭川市(担当:防災課)で協定を結んでいるが、ライフラインとしての上下水道事業の性質を鑑み、当該協定に記載のない事故発生時に係る供給のほか、災害・事故発生時における燃料供給体制の更なる強化及び迅速化並びに直接の連絡体制を構築するため	協定前文に関して、災害時には上下水道事業に係る事故発生時を含めるとし、水道局が石油類燃料を必要とする場合についても優先供給を受けることができるものとする。	R3.2.4
328	上下水道部	浄水課	『災害時における石油類燃料の優先供給に関する協定』に係る確認書	旭川地方灯油小売商組合	災害発生時の対応に必要な石油類燃料の優先供給に関しては、旭川市(担当:防災課)で協定を結んでいるが、ライフラインとしての上下水道事業の性質を鑑み、当該協定に記載のない事故発生時に係る供給のほか、災害・事故発生時における燃料供給体制の更なる強化及び迅速化並びに直接の連絡体制を構築するため	協定前文に関して、災害時には上下水道事業に係る事故発生時を含めるとし、水道局が石油類燃料を必要とする場合についても優先供給を受けることができるものとする。	R3.4.2
329	市立旭川病院	事務局経営管理課	国立大学法人旭川医科大学と市立旭川病院との連携協力に関する基本協定	国立大学法人旭川医科大学	人材育成や医療技術の分野において相互補完的に連携することで、安定的な経営基盤の確立及び地域医療の向上に資することを目的とする。	次の各号に掲げる事項について、情報交換及び意見交換を実施し、相互に合意した具体的事業について共同で取り組むものとする。 1 当院の安定した経営基盤確立のための経営改善の取組に関すること。 2 地域医療を支える人材の育成に関すること。 3 双方の持つ機能を活かした、医療技術や人的研修等の相互補完的な連携に関すること。	H28.12.26